

L・オッペンハイム著『国際法』(一九〇五年刊・初版) (その二)

広 井 大 三 訳

第二章 国際法の発達と知識体系

- 一 グロチウス以前の国際法の発達
- 二 グロチウス以後の国際法の発達
- 三 国際法学

第二章 国際法の発達と知識体系

一 グロチウス以前の国際法の発達

ローレンス・二〇〇二九、マニング・八二二〇頁、ハ
 レック・第一巻一〇一頁、ウォーカー・『国際法の歴
 史』第一巻三〇一三三七頁、テイラー・六二二九、ホル
 ツェンドルフ・第一巻一五九三三八六頁、ニース・第一
 巻一〇一八頁、マルテンス・第一巻八二二〇、フィオレ
 ・第一巻三三三三番、カルポー・第一巻一三三二頁、ボ

ンフィス・七一八六番、デスバグネ・一一一九番、ワ
 ード(Ward)・『国際法の創設と歴史の探究』(Enquiry
 into the Foundation and History of the Law of
 Nations, 2 vols., 1795.)、オーゼンブリュッケン
 (Osenbrüggen)・『ローマ人の戦争と平和の法』(De jure
 belli ac pacis Romanorum, 1876)、『ユラーヨホ
 ヤス(Müller-Jochims)・『古代における国際法の歴史』
 (Geschichte des Völkerrechts im Alterthum, 18
 48)、『ホザック(Hosack)・『国際法の発生と発展』(Rise
 and Growth of the Law of Nations, 1883.)一〇二
 二六頁、ニース・『戦争の法とグロチウスの先駆者た
 らず』(Le droit de la guerre et les precursseurs de
 Grotius, 1882.)、および『国際法の起源』(Les origi-
 nes du droit international, 1894.)

三七 国際法は古代には無い 主権をもつ対等な国家

問の共通の同意に基づく法としての国際法は、近代キリス

ト教文明の所産であつて、やつと四〇〇年の年輪を経たと
言えるのである。しかしながら、この法の起源は、歴史を
遙か遠くまで遡るのである。こうした起源は、太古のさま
ざまな国家の対外関係において、彼らによって順守された
規則と慣習の中にこそ見い出される筈であるが、しかし、
国家群という概念は、古代世界の精神的範疇には生じな
かつたことが、よく知られている。各々の国家は、みづから
の宗教と神とをもち、みづからの言語と法と道徳とを享有
していたが、すべての文明国を一本の帯で巻き付け、お互
いを接近させて一つの国家共同体へと一緒に結合させるだ
けの、十分な活力をもつた国際的利益は、古代には出現し
ていなかった。しかしながら、他方で、国家は、他の国家
との接触を避けることはできなかつた。戦争が行われ、講
和が結ばれ、条約が同意された。時には、大使が派遣さ
れ、接受された。国際的な貿易も出現した。大義を喪失し
た政治家たちは、彼らの国から逃亡して他国へ避難した
し、それに、今日と同様、犯罪者たちも、刑罰を免れるた
めに、しばしば、彼らの国から逃亡した。

このような、さまざまな国家相互の、やや常習的、か
つ、継続的な接触は、対外関係において順守されるべき或
る種のかなり一致をみた規則や慣習が発生することが無け
れば、その存在は、到底、不可能であつた。こうした規則
や慣習は、神の保護のもとにあると考えられ、その侵犯に
は、宗教上の罪滅ぼしが要求された。そこで、ユダヤ人、
ギリシア人、ローマ人の各々の規則と慣習について、一瞥
することが必要である。

三八 ユダヤ人　ユダヤ人たちは、一神教信奉者であ
り、その結果として、彼らの倫理の水準は、近隣の異教徒
たちのそれよりも、ずっと高かつたが、当時の国際関係の
水準については、ユダヤ領内に居住する外国人に、法のも
との平等を与えた点を除けば、実際には、その水準を高め
ることはしなかつた。一神教への誇りと、他のすべての民
族への多神教を理由にした軽蔑とによって、彼らは、他の
民族を対等なものとして認知することは、全く不可能なこ
とだと感じ取っていた。したがって、ユダヤ人と他の民族
との関係についての、聖書のさまざまな部分を比較参照す

ると、ユダヤ人が、若干の外国の民族にとって、許し難い敵であったという事実^に思い当るのである。だから、例えば、アマレク族^(ベドゥ族)とは、どのような平和状態にあらうとも、いっさいの関係を保とうとはしなかった。しかも、ユダヤ人たちが、こうした他の民族と戦う場合の慣行は、

非常に残酷なものであった。彼らは、戦場の兵士だけではなく、家にいる老人や婦女子をも殺戮した。例えば、

『サムエル記』(上)・第五章のユダヤ人とアマレク族との戦いについての短い記述を読むと、そこには、サムエル

(^{ユダヤの}預言者)が、サウル王(^{イスラエルの}最初の王)に、次のように命令した

ことが語られている。「さあ、進んでアマレクを撃ち、アマレクに属するすべてのものを滅ぼし尽せ。それを憐んではならない。男も女も、子供も乳飲み児までも、また、牛や羊、ラクダ、ロバに至るまで、ことごとく、これを殺さなければならぬ。」サウル王は、アマレク族の王アガグと何匹かの発育の良い動物の助命をしたことを除けば、この命令に従った。すると、そのとき、預言者サムエルがサウルを非難し、みずからの手でアガグを斬り殺した」と語

られている。更に、『サムエル記』(下)・第一二章三二には、^{古代ヘブライ}ダビデ王(王國第二代王)が、^{ヨルダン川}アンモン人(東方の種族)に属するラブバという町を占領した後、「神の御心に従い、その人は、この町の住民を捕え移し、鋸や鉄の馬鍬^{まぐわ}のもとに使役し、レンガ造りを経験せしめた……」とある。

しかしながら、許し難い敵ではない民族とは、ユダヤ人たちは、国際関係を保つのが常であった。だから、このような民族と戦争をする場合には、当時の水準や客観状況から見て、決して殊更に残酷というわけではなかった。したがって、『申命記』第二〇章一〇〜一四には、次のような規則^ルが出てくる。

(一〇)「一つの町へ進んで行って、それを攻めようとする時は、まず、和睦するように勧めなければならない。」
(一一)「もし、その町が、和睦すると答えて門を開くならば、そこに在るすべての民に、貢ぎを納めさせ、あなたに仕えさせなければならない。」

(一二)「もし、和睦をせず、戦おうとするならば、その時には、それを包囲しなければならない。」

(一三) 「そして、あなたの神、主が、それをあなたの手に渡される時、剣をもって、その内の男を皆、撃ち殺さなければならぬ。」

(一四) 「但し、女、子供、家畜、および、すべて町の中心にある物、すなわち、分捕り物は皆、あなた自身が取る事ができる。また、敵から分捕った物は、あなたの神、主が賜わったものだから、あなたは、それを使い果たす事ができる。」

こうした『申命記』の中の戦闘の規則と同様に、ユダヤ人の外国人奴隷に関する規則も、比較的に穏和なものであった。このような奴隷たちは法的保護のもとに置かれていて、奴隷を殺害した主人は処罰を受けたし(『出エジプト記』第二章二〇)、もし、主人が奴隷を痛打して奴隷が失明したり、歯が取れたりした場合には、奴隷は自由の身となった(同、第二章二六、二七)。更に、ユダヤ人たちは、外国人に法の完全な保護のもとに、ユダヤ人の中で生活することを認めていた。『申命記』第一〇章一九では、「外国人を愛しなさい。あなた方もエジプトの国では外国人だったか

らである。」と述べており、また、『レビ記』第二章二二には、「あなた方は、他国の者にも、あなた自身の国の者と同様の、法の作法を用いなければならない。」という命令が書かれている。

しかしながら、後世の国際法にとって非常に重要なのは、ユダヤ人たちの救世主思想とその願望である。と言うのは、こうした救世主思想や願望は、単なる民族的なものではなく、完全に国際的なものだからである。次に挙げるのは、救世主が出現した時の、人類の状態を予告する預言書『イザヤ書』(第二章二、四)の中の美しい言葉である。

(二) 「そして、終りの日に次のことが起こる。主の家の山が、もろもろの山の頂きに、しっかりと立ち、もろもろの丘よりも高くそびえ、すべての国が、そこへ流れる。」

(三) 「多くの民が来て言う。『さあ、われわれは主の山に登り、ヤコブの神の家へ行こう。彼が、その道をわれわれに教えてくれる。だから、われわれは、その道を歩もう。』と。それと言うのも、法がシオンから出て、主の言葉がエルサレムから出るからである。」

(四)「彼は、もろもろの国の間を裁き、多くの民を戒める。そこで、彼らは、剣を打って鋤^{すき}とし、槍は刈り込み鎌にし、国は国に向つて剣を振り上げず、最早、これ以上、戦いについて学びはしない。」

このように、ユダヤ人たちが、少くとも、『イザヤ書』の時代には、世界中のすべての民族が、平和のうちに統一されるべきだという、未来に対する予知や予感を抱いていたことが、われわれには、わかるのである。しかも、ユダヤ人たちは、この理想をキリスト教世界に託したのであつて、過去の時代に国際法の確立のために尽力した、すべての卓越した人々を鼓舞したのも、結局、このユダヤ人たちと同じ理想であつたし、更には、今日のすべての国際平和の愛好者を鼓舞しているのも、それと同じ理想なわけである。ユダヤ人の国家と一民族としてのユダヤ人は、その理想を実現するために、事実上、何もしなかつたが、しかし、その理想は、彼らを駆り立て、決して消えることがなかつたのである。

三九 ギリシア人 後世の国際法に対する、以上のユ

ダヤ人の貢献と全く異なっているのが、ギリシア人のそれである。ギリシア人の文明と彼らの隣人たちの文明との間の広大、かつ、深甚な隔りのために、必然的に、ギリシア人は、こうした隣人たちを野蛮人として見下げるようになり、そのことが、ギリシア人と隣接する民族との関係の基準を、古代の平均的レベルにまで高めることを阻害してしまつた。しかし、ギリシア人たちは、マケドニアによる征服以前に、決して一つの有力な民族国家へと統合されはしなかつた。彼らは、多数の、どちらかと言えば、小さな都市国家の中で生活し、その都市国家は、全く相互に独立していた。歲月の経過につれて、これらの独立国家間に一種の国際法が成立したことは、まさしく事実であり、彼らは、その居住者たちが同じ人種であることを、決して忘れることができなかつた。同じ血液、同じ宗教、同じ市民文明とが、これらの独立の——今日のわれわれが言うような——主権国家を、平時と戦時を問わず、相互間の関係について或る一定の規則^{ルール}を必ず順守させ続けるような国家共同体へと結合したのである。その結果、ギリシア人相互間の

戦争の場合における戦争慣行は、かなり控え目なものであったし、戦争は、決して宣戦布告をせずに開始してはならないということが規則レギュレーションになっていた。伝令(Truce)は不可侵とされていた。戦場で死んだ戦士は、埋葬される資格を与えられていたし、都市が攻略された場合、寺院に避難した人たち全員の生命に、危害を加えてはならなかった。戦争捕虜は、交換するか、賠償によって解放することができ、最悪の場合でも、彼らの運命は奴隷であった。また、例えば、デルフォイのアポロ神殿のような或る一定の場所は、永久的に不可侵とされたし、交戦国軍隊の中の、例えば、聖火を運ぶ聖職者や予言者のような、或る一定の人物でさえも、不可侵と見なされていた。

こうしてギリシア人は、独立の主権国家を相互に結合させる何らかの共通利益と目的とが実在する場合には、構成国間の国際関係のための法を備えている共同社会の中で、これらの国家は、生存することができると同時に、生存する義務をも負っているという実例を、歴史に残したわけである。だが、ギリシア人は、彼らの国際的な規則を、法的

なものとしてではなく、ひとえに宗教的な拘束としてのみ考えていたのであるから、ギリシア国家の、この種の国際法は、今日の近代国際法とは、決して比較し得ないという主張が、かなり頻繁に行われているが、しかしながら、われわれは、ギリシア人が、法と宗教と道徳の間に、近代世界が行っているのと同じ区別を設けてはいなかったということ、忘れてはならないのである。しかも、ギリシア国家が、後世に一つの模範を示したという事実、すなわち、独立諸国は、一つの共同社会の中で、その社会の構成国の共通の合意に基づく或る一定の規則と習慣とによって、国際的な規制が行われるところでは、生存することができるという模範を示したという事実は、ゆるぎなく残っているのである。

四〇 ローマ人 更に、後世の国際法に対するギリシア人の貢献と全く異なっているのが、ローマ人のそれである。ローマ人の歴史を遠く遡ると、彼らは、外国との関係についての機能処理のため、二〇名の、いわゆる、フェチアレス(Fetiales)と呼ばれた聖職者から成る特殊な集団を

備えていた。フェチアレス(從軍僧)は、彼らの職務を遂行するに際して、世俗の法を全く適用しないで、神授の神聖な法である聖法(jus sacrale)、いわゆる、從軍僧法(jus fœdæ)を適用したが、こうした從軍僧が用いられたのは、戦争を宣言したり、講和が成立したり、友好条約や同盟条約が締結されたり、ローマ人が外国に対して国際的な請求をするか、逆に外国がローマに対して請求をしたりする場合であった。

ローマ法によれば、ローマ人と外国との関係は、ローマとその個々の国家との間に友好条約が存在するか否かに懸っていた。このような条約が存在しない場合、その外国の領土からローマ人の所有地に入ってくる人と貨物は、ローマ人の所有地から、その外国の領土へ出て行く人や貨物と同様、いっさいの法的保護を受けなかった。このような人は奴隷にすることができたし、このような貨物は捕獲して、捕獲者の財産にすることが可能であった。こうして奴隷にされた人物が、いったん、彼の本国に戻った場合には、いわゆる、帰国権(jus postliminii)に基づいて、ただち

に、再び自由人になったものと見なされていた。しかし、大使に関しては、例外が設けられていた。彼らは常に不可侵と見なされていて、大使に危害を加えた者は、如何なる者と言えども、自由裁量権に従って処罰されるべく、その大使の本国へ手渡されたのである。

友好条約が存在している場合の関係は、以上とは異なっていた。或る国から他の国へ行く人と貨物は、その場合、法的保護のもとにあるとされ、時の経過につれて、非常に多くの外国人がローマにやってきたので、これらの外国人とローマ市民との関係について、いわゆる、市民法(jus civile)と対比した万民法(jus gentium)という法の完全な体系が出現するに至った。そして、その法を執行するため、特別な長官である異民族関係執政官(prætor peregrinus)が指名されたが、このような外国との条約には、三つの異なった種類、すなわち、友好(amicitia)、歓待(hospitalitas)、同盟(fœdus)の条約があった。筆者は、それらについて詳述するつもりは無いが、ただ、それらの条約が、終了に関する何らの規定も無しに締結されたにも拘わらず、終了通

告が与えられたということを一言指摘しておくことは、必要なことであろう。また、これらの条約は、将来の論争を、規定に従って、いわゆる、仲裁者 (recuperatores) から成る仲裁裁判で解決することができる旨の条項を盛り込むのが、ほとんど慣例になっていた。

戦争と平和に関しては、非常に精緻な法規範が存在しており、ローマ法は、戦争を一つの法的な制度として見なしていた。したがって、戦争には、四つの異なる正当理由があると言われていた。すなわち、(一)ローマ領の侵犯、(二)大使への凌辱、(三)条約違反、(四)従来の友好国が戦時に敵国に援助を与えた場合、である。しかし、以上の場合でさえも、その外国が賠償を行わない場合にのみ、戦争は正当化されたのである。賠償を要求するため、外国へ四人の従軍僧が大使として派遣されるのが常であって、もし、このような賠償が拒絶されると、従軍僧の一人が、ローマの国境から当該外国の領土内へ向けて槍を投げ込むことによって、戦争が正式に宣言されたのである。戦闘行為それ自体については、法規則は存在せず、自由裁量だけに委ねられていた。

だから、ローマ人には、非常に残酷な実例が十分なほど存在している。また他方で、戦争の終了については、法規則が存在しており、戦争は、まず第一に、講和条約によって終了することができたが、当時、そうした条約は、常に友好条約となった。第二に、戦争は、降伏 (deditio) によって終了することができたが、このような降伏の場合には、敵の生命、財産は奪わなかった。最後に第三として、戦争は、敵国の征服 (occupatio) によって終了することができたが、ローマ人が、敵の生命、財産に対して自由裁量に基づいて行動できたのは、この場合である。

ローマ人の対外関係に関する以上の素描から、彼らが、その外国との関係のために法規則を備えた国家の手本を、後世に示したことは明らかである。ローマ人は、すぐれた法的な民族であったために、彼らの国際関係を法的な扱いが無いままに放置することができなかったのであって、したがって、この法的な扱いというものは、決して近代国際法と比較できるものではないが、しかし、まさに今日の近代国際法の存在について、われわれが努力のお蔭を蒙む

ている、その努力者たちに対し、ローマ人の手本が、多大の論拠を提供した限りにおいては、そのローマ人の法的な扱いは、後世の国際法にとつての貢献になつているのである。

四一 中世に国際法は必要ではなかつた

ローマ帝国は、次第に全文明的古代世界を吸収したが、その世界までがローマ人に知られていたすべてであつた。彼らは、帝国の国境の外に、何らかの独立した文明国があることを知らなかつたので、したがつて、このローマ帝国の存在する限り、**国際法**というものの機会も必要性も存在しなかつたのである。この世界帝国の辺境では、常に蛮族との戦争が行われていたが、実際のところ、これらの戦争は、若干の規則と慣例を実行する機会を与えたにすぎなかつた。そして、コンスタンティヌス大帝(在位三一三〜三三七年)のもとで、このような事態は、キリスト教が帝国の宗教となり、ローマに代つて、コンスタンティノープルが首都になり、更には、三九五年、ローマ帝国が東西両帝国に分割されても、変化がなかつた。この両帝国の内、西ローマ帝国は、ゲルマン人兵士の隊長オドアケルが、最後の皇帝ロムル

ス・アウグストゥルスを解任して、彼自身がイタリアの支配者になつた四七六年に消滅したが、その死滅した西ローマ帝国の領地は、さまざまな種族、とりわけ、ゲルマン系の人たちの手に渡つて行つた。すなわち、ガリアでは、フランク族の王国が四八六年にクロヴィスのもとでメロヴィング朝を建設し、イタリアでは、東ゴート族の王国が、オドアケルを破つたテオドリック大王のもとで四九三年に建設され、スペインでは、五〇七年に西ゴート族の王国が出現しているし、アフリカでは、早くも四二九年にヴァンダル人(東ゲルマン人の一派で西ゴート族に追われてアフリカに渡つた)が首都をカルタゴにして王国(ヴァンダ王国)を建立、サクソン人(ドイツ西ルマン人の一派)は既に四四九年にブリタニア(グレートブリテン島の南部地方の古代ローマ名)に足場を獲得していた。

すべてこれらの種族は、言葉の厳格な意味での野蛮人であつた。彼らは、キリスト教を採り入れたものの、より進んだ文明段階まで向上するのに数百年を費やしたし、また、同様に、昔のローマ帝国を征服した各種族とローマ帝国の住民の残滓との混合から、さまざまな国家が明るみに出てくるまでには、数百年の歳月が経過した。事態が、かなり落

着くようになったのは八世紀であつて、カール大帝(ルマニヤ、英語でチャールズ)は、広大なフランク王国を建設し、彼は、八〇〇年にローマ法王レオ三世によつてローマ皇帝の王冠を授与されたのである。全世界は、世俗の支配者としての皇帝と精神界の支配者としての法王とが君臨することにより、再び一つの帝国になつたように思われ、したがつて、そこには国際法の入り込む余地も必要性も存在しなかつた。しかし、そのフランク族の帝国は永くは続かなかつた。ヴェルダン条約によつて、フランク王国は、八四三年、三つの部分に分割されたが、その分割と共に、次第にヨーロッパ諸国の抬頭へと至る発展の行程が始まつたのである。

理論的には、ゲルマン人の皇帝が、数百年にわたつて世界の支配者になり続けたのであるが、実際には、皇帝は、自分の本国においてさえ、支配者ではなかつた。と言うのは、ゲルマン人の諸侯が、一步一步、独立を達成することに成功したからであつた。また、理論的には、世界は、世俗の長としての皇帝と、精神的な長としての法王とによつて、うまく治められる筈であつたのだが、実際には、絶え

ず裏切りや仲たがいや闘争が続けられていた。戦争の慣行は、その起り得る最も残酷なものであつた。法王や司教が、時には、そうした慣行を和らげること成功したことは事実であるが、しかし、概してキリスト教の教義の影響は目立ってはいなかつた。

四二 一五世紀と一六世紀 国際法の必要性が生じて

きたのは、多数の国家が、お互いに全面的な独立を首尾よく達成してからであつた。八四三年のヴェルダン条約(ルカ大帝の遺領を分割相続した条約)から始まる発展過程は、一四四〇年から一四九三年にかけてのドイツ人の皇帝フリードリヒ三世の治世に、最高潮に達したが、彼は、ローマで法王の手によつて王冠を授けられた最後の皇帝であつた。その頃には、ヨーロッパは、実際に非常に多くの独立国に分割されており、爾來、こうした主権国家の国際関係を処理するために、何らかの法が必要になつたが、そこでは、六つの重要な要素ユアラゲイが、未来の国際法の諸原理が発達する基盤を準備していたのである。すなわち、

(一) まず第一に、ローマ法学者と教会法学者がいたこと

である。ローマ法は、ボローニアでローマ法を教授していたイルネリウス(一〇五〇—一三〇年頃のイタリアの法学者)によって、一二世紀の初めに西欧で蘇生したものであるが、イルネリウスや他のローマ法注釈者、後期注釈者たちは、ローマ法を「書かれた理性」(ratio scripta)で「至上の」(par excellence)の法であると考えていた。これらのローマ法学者は、ローマ法が文明世界の法であり、まさに、その事実によって、ドイツ人の皇帝がローマ皇帝の後継者であると主張したが、ローマ法大全(Compus Juris Civilis)に対する彼らの注釈は、ローマ法の基本原理を検討することにより、将来の国際法の多くの問題に言及していた。

他方で、宗教改革の時代まで確固たる影響力をもっていた教会法学者は、道徳的、教会法的見地に立って、戦争に関する将来の国際法の多くの問題点を論じていた。⁽¹⁾

(二) 国際貿易に関連して出現した非常に重要性のある海事法 (Maritime Law) の収集が存在していたことであ

ル・オッペンハイム著『国際法』(一九〇五年刊・初版) (その二)

る。ローマ帝国の崩壊と民族大移動の時期における古代文明の破滅の結果として、全く姿を消してしまった世界貿易が、八世紀から再び徐々に発達し始め、特に海上貿易が旺んになって、海事法上の規則や慣習の発展を助長したが、それらは、若干の法典に集録され、或る種の国際的な承認を獲得するに至った。これらの収集の中でも、きわめて重要なものは、次のものである。コンソラート・デル・マール (Consolato del Mare. 海事統一法典)：一四世紀の中頃にスペインのバルセロナで集められた私的な収集。オレロン法 (Laws of Orléon)：フランスのオレロン島(ビスケー湾の東部の島)の海事裁判所^(レオン)で出された判決を一二世紀に集録した収集。ロードス島法 (Rhodian Laws)：部分的には日付が八世紀にまで遡る非常に古い海事法の収集(ロードス島はエーゲ海)。(のトルコ海岸沖の島)。アマルフィ目録 (Tabula Amalfitana)：イタリアのアマルフィという町(ナポリ南東にある中世の貿易港)の海事法で、日付は古いものでも一〇世紀からになっている。ウィスビー法 (Leges Wisbuesens)：スウェーデンのゴットランド島に

あるウィスビー(多くの王宮や教会の廢墟がある古都)の海事法の収集で、日付は一四世紀からになっている。

また、国際貿易の發展は、公海(二四八以下を参照)の自由をめぐる論争を高める原因にもなり、それは、間接的に国際法の發達に影響を及ぼした(二四八から二五〇を参照)。

(三) 第三の要因は、商業都市の貿易と市民を保護するための無数の同盟があったことである。これらの同盟の中でも、最も有名なのは、一三世紀に形成されたハンザ同盟(Hanseatic League)であるが、これらの同盟は、その構成都市間の論争のために仲裁裁判を約定しており、また、外国において通商上の特権を獲得していたし、必要とあらば、彼らの利益を守るために戦争さえ行ったのである。

(四) 第四の要素は、常駐使節を派遣し接受する国家の慣習が發達していたことである。中世においては、法王だけが、フランク族の王の宮廷に常駐使節を派遣していたが、後になると、例えば、ヴェニスやフローレン

スのようなイタリアの共和国が、われ先に大使を派遣し、その大使たちは、派遣された国の首都に、数年間、居住するようになった。そして遂に一五世紀末から、さまざまな国の国王たちが、常駐使節を相互の首都に駐在させることが、普遍的な慣行になった。その結果、共通の国際的利益を検討し協議する機会が絶えず与えられることになり、また、外国にいる大使の地位について考慮する必要性が出てきたために、このような地位に関する国際的な規則が、次第に発生したのであった。

(五) 第五の要素は、常備軍を保持する大国の慣行であるが、その慣行もまた、一五世紀からのものである。こうした軍隊における同一標準的で厳格な規律が、戦闘に関して、より普遍的な規則と慣行の發達を促したのである。

(六) 第六の要素は、ルネッサンス(文芸復興)と宗教改革であった。一五世紀における科学と技術のルネッサンスが、古代知識の復活を伴って、ギリシア人の生活上

の哲学的、美学的理想をよみがえらせ、それらを近代の生活へと伝承させた。その影響を通して、キリスト教の精神が、つまり、キリスト教の字義よりも優位を占めるに至った。キリスト教の諸原理は、今までやってきた以上に、もっとキリスト教世界を結合すべきであり、しかも、これらの諸原理は、国家的問題におけると同様、国際的問題においても、順守されるべきであるという確信が、至る所で自覚された。他方で、宗教改革は、文明世界に対する法王の精神的支配を辞めさせることになり、新教国は、彼ら相互間、及び、彼らと旧教国との間の紛争において、仲裁する権利をもつと言う法王の主張を容認することはできなかった。

(1) ホーランド・『研究』四〇～五八頁、ウォーカー・『歴史』二〇四～二二二頁を参照のこと。

二 グロチウス以後の国際法の発達

ローレンス・二九～五三、ハレック・第一卷二二～四五頁、ウォーカー・『歴史』第一卷一三八～二〇二頁、テイラー・六五～九五、ニュス・第一卷一九～四六頁、マルテンス・第一卷二一～三三、フィオレ・第一卷三二

L・オッペンハイム『国際法』(一九〇五年刊・初版)

(その二)

一五三

～五二、カルボー・第一卷三二～一〇一頁、ボンフィス・八七～一四六、デスバグネ・二〇～二七、フィートン・『ヨーロッパにおける国際法の発展の歴史』(*Histoire des progrès du droit des gens en Europe*)一八四一年刊、ピエランティニ(Pierantoni)・『十九世紀における国際法の歴史』(*Storia del diritto internazionale nel secolo XIX*)一八七六年刊、ホザック(Hosack)・『国際法の勃興と発展』(*Rise and Growth of the Law of Nations*)一八八三年刊、二二七～三二〇頁、ブリー(Brie)・『ウィーン会議以後の国際法の発達』(*Die Fortschritte des Völkerrechts seit dem Wiener Congress*)一八九〇年刊。

四三 グロチウスの時代 一七世紀には、ヨーロッパ

という比較的に小さな大陸に、数多くの独立国が樹立し群生していたが、これらの国々を、さまざまに利害や目的が、共に一つの国家共同体へと結合させることになり、それからというもの、国際的な無法状態は、もう不可能になった。これは、一六二五年に出版されたグロチウスの『戦争と平和の法・三卷』(*De Jure Belli ac Pacis Libri III*)が、各々の国やその支配者だけではなく、国際問題に関する学者たちの関心をひくようになったということが理由であった。国際法が、今や必要不可欠なものとなり、こうした法

の多くの原理が、多かれ少なかれ既に承認されていて、グロチウスの学説の中にも、それらが現われ、グロチウスの学問体系が、当時、法的基盤を必要とすると考えられていた多くの国際関係に、そうした基盤を提供するようになったために、グロチウスのその書物は、彼が、まさに「**国際法の父**」とまで呼ばれるほどの世界的影響力をもつに至った。だが、グロチウスの学説が、一体となって、すぐに普遍的に受け入れられたと信じてしまうことは、大変な誤解であるし、歴史の事実と決して一致することにはならない。そうしたことは起こらなかつたし、起こり得ないことであつた。間もなく起こつたことと言えば、それは、法的な重要性をもつた国際問題が発生する度毎に、そのグロチウスの書物が参考にされ、その権威が圧倒的に高まつたために、たいいていの場合に、その法則が正しいものと見なされるようになった、ということである。グロチウスのこれらの法則は、或る程度、早くに**国際法**の学者たちの一般的な同意によって承認されたが、それらが、国家群の手によって、どのようにして同様の受け入れを認められて行つた

かという、その発展過程については、各々の段階での確証が不可能である。ただ、言えることは、一七世紀末には、文明諸国が自分たちは**国際法**によって拘束されていると考えており、その**国際法**の法則のほとんどが、グロチウスの法則であつたということである。このことは、こうした法則が、その世紀の終りから、決して破られることがなかつたということを意味するものではない。むしろ、逆に、それらは頻繁に破られたのである。しかし、こうした違反が起るたびに、当該国家は、自分たちは、これらの法則を破るつもりは無かつたとか、自分たちの行為は、**国際法**の法則と一致していたとか、或るいは、自分たちは、それらの法則に違反しても正当な理由と事情とによって正当化されるのだと主張したのである。しかも、**国際法**の発達は、グロチウスの法則の大部分を受容しても、それでもつて止まるということとはなかつたのである。ますます多くの規則が、徐々に必要とされ、したがって、また、徐々に、そうした規則が生まれてきた。グロチウスの時代から今日に至る国際生活上のあらゆる歴史的に重要な事件や事実というもの

は、一方において、国際法の存在を示現することになったし、他方において、国際法を、より正確で、より完備した法規範の体系へと、恒常的、かつ、漸進的に、順次、発展させることになったのである。

そこで、国際法の発達の歴史を、グロチウスの時代から六つの時期、すなわち、一六四八年～一七二一年、一七二一年～一七八九年、一七八九年～一八一五年、一八一五年～一八五六年、一八五六年～一八七四年、一八七四年～一八九九年、に区分することが、私の目的にかなかっていく。

四四 一六四八年～一七二一年の時期 一六四八年の

ウエストファリア(西ドイツ西部ル川流域の現ウエストファール地方)の講和による三十

年戦争の終息は、一六四五年のグロチウスの死後に起こった最初の重要な大事件であった。新教徒側の勢力が結集したオスナブリュック(現東ドイツのブレメン南西の都市)の会議と、旧教徒側が会合したミュンスター(現西ドイツの北ライン・ウエス州北部の工業都市)の会議を、

共に注目すべきものに行っているのは、これが、国際的な問題を諸大国の共通の同意によって解決するために召集され

た、歴史上、最初のヨーロッパの会議であったということである。イギリス、ロシア、ポーランドを除く、すべての重要なキリスト教国が、この会議に代表を送ったが、多くの小国もまた同様に代表を派遣した。この会議で行われた取極めは、国際的な問題状況の中で、如何に大きな変化が起こったかを示している。スイス連合とオランダが独立国として承認されたし、ドイツ帝国に所属していた三五五の各々の国家が、理論上ではないが、実際上において、首長としてのドイツ皇帝のもとに連合を形成する独立国として承認された。この三五五の国家の内、一五〇は、世襲の君主(選帝侯、大公、領主など)によって支配される非宗教的な世俗の

国家であり、六二は自由都市国家で、一二三は、大司教やその他の教会の高僧によって支配される教会領の国家であった。世俗と精神界の各々の首長であるドイツ皇帝とローマ法王のもとに、文明世界を統合するという理論は、永久に葬り去られ、今や多数の承認された国家が、すべての構成国の平等を基礎にして一つの共同体を形成するようになった。ヨーロッパ均衡の概念が出現し、それが、国家群の

構成国の独立を保証する明白な原則となるに及んで、新教国が旧教国と、また、共和国が君主国と共に相並んで、この国家群の中に位置を占めるに至った。

一七世紀の第二半期にフランスのルイ一四世によって始められた征服政策は、多数の戦争を誘発することになったが、しかし、ルイ一四世は、戦争をする場合、常に正当理由を主張し、悪名高い、かの「領土併合裁判所」(Chambers of Reunion)(一六八〇年一六八三年)の設立さえも法を口実に行われた。これほど、国際法の諸原則が馬鹿馬鹿しいものとして侵害され、しかも、その侵害が常に何らかの弁護をもっておおわれていた時代は、後の歴史の中には見られない。ところで、ルイ一四世治下のフランスと他の大国間の次の五つの講和条約は、きわめて重要である。

(一)ウエストファリアの講和のときに話の折り合いがつかなかったフランスとスペインとの戦争を、一六五九年に終結させたピレネーの講和。(二)フランスとスペインの間の、また別の戦争で、フランスがスペインに対しスペイン領オランダの引渡しを要求したために、一六六七年に始められた

戦争を一六六八年に終了させたエクス・ラ・シャペルの講和。この講和は、イギリス、オランダ、スウェーデンの三国同盟がルイ一四世に対して無理に押し付けたものであった。(三)一六七二年にルイ一四世によって、もともとオランダに対して始められたが、ヨーロッパの他の多くの諸国を引きずり込んだ戦争を、一六七八年に終らせたニューメグーエンの講和。(四)一六八八年以来、一方がフランス、他方がイギリス、オランダ、デンマーク、ドイツ、スペイン、サボイという国々の間で行われた戦争を、一六九七年に終結させたライスヴァイクの講和。(五)一七〇一年以来の一方がフランスとスペイン、他方がイギリス、オランダ、ポルトガル、ドイツ、サボイ間のスペイン継承戦争を、一七一三年と一七一四年の各々に終了させたユトレヒトの講和とラシュタット、及び、バーデンの講和。

しかし、この時期の戦争は、フランスと他の大国の間だけで行われたのではなかった。したがって、次のような講和条約を挙げておく必要がある。すなわち、(一)ロエスキルドの講和(一六五八年)、オリーバの講和(一六六〇年)、コペ

ンハーゲンの講和(同じく一六六〇年)、それにカルディスの講和(一六六一年)。締約国はスウェーデン、デンマーク、ポーランド、プロシア、ロシアであった。(二)一六九九年のトルコ、オーストリア、ポーランド、ヴェニス間のカルロヴイツの講和。(三)一七二一年のスウェーデンとピーター大帝治下のロシアとの間のニュースタットの講和。

一七二一年という年は、ニュースタット(フィンランドのバルト海沿岸の港市)

の講和でロシアが国家群の構成員として加入する画期的な年であり、この講和でロシアは、ただちに大国の地位を取得したのである。この時期は、一七二一年をもって終りを告げたが、国際法に関して、多くの点で前向きな傾向を示している。例えば、中立国船舶に対する交戦国側の臨検し搜索する権利が認められるようになるのである。また、**“自由船、自由貨”(free ship, free goods)の法則が、一つの基礎的条件として発生しているが、もっとも、そのルールは、一八五六年まで普遍的には承認されなかった。グロチウスやその他の人たちによって主張された公海の自由も、次第に慣行として承認され始めているが、これもま**

た、一九世紀までは一般的な容認を受けるには至らなかった。**勢力均衡 (balance of power) については、国際法の原則としてユトレヒト(オランダ中部の古都)の講和によって正式に承認されている。**

四五 一七二一年〜一七八九年の時期 一八世紀の第

一半期の終了前に、ヨーロッパの平和は、再び攪乱されるようになった。一七〇一年に王国となり、一七四〇年にフリードリヒ大王が王位に就いたプロシアと、オーストリアとの間の拮抗が、イギリス、フランス、スペイン、バイエルン、ザクセン、オランダが参加する幾つかの戦争を誘発し、そして、ヨーロッパにおいて勢力均衡を保持し、再構築しようとする幾つかの講和条約が、相次いで締結される結果となった。これらの条約の中で最も重要なものは、次のものである。すなわち、(一)一七四八年のフランス、イギリス、オランダ、オーストリア、プロシア、サルディニア、スペイン、ジェノア間のエクス・ラ・シャペルの講和。(二)フリーブルツブルクの講和とパリの講和。共に一七六三年で前者はプロシア、オーストリア、ザクセン間、後者はイギ

リス、フランス、スペイン間。三、一七八三年のイギリス、アメリカ合衆国、フランス、スペイン間のヴェルサイユの講和。

これらの戦争は、戦時における貿易をめぐる中立国と交戦国の権利に関する紛議を惹き起こしたし、また、プロシアが大国となった。一七八〇年には、いわゆる、第一次武装中立 (First Armed Neutrality) が、⁽¹⁾非常に重要な主張を伴って出現したが、このほうは、一八五六年まで一般的に承認されるには至らなかった。更に、アメリカ合衆国が独立の達成に成功を収め、国家群の一員となってからの、その後の動向は、国際法上の幾つかの規則の発達を助長する事になった。

(1) 第二卷二八九、二九〇を参照のこと。そこで、第一次、及び、第二次武装中立について詳述している。

四六 一七八九年〜一八一五年の時期 しかしながら、すべての進歩が危機に晒されていて、フランス革命とナポレオン戦争の時代には、実際のところ、ほとんど、国際法は存在していないかのようにであった。フランス国民議

会は、既に三〇で述べたように、一七九二年に「諸国民の権利宣言」を出す決議をしたが、しかし、革命政府と、その後のナポレオン一世は、国際法には、ほとんど敬意を払わなかった。勢力均衡を保つためのウエストファリアの講和条約と、それに伴うその後の諸条約によって樹立された全ヨーロッパの秩序は、打ち崩されて、暫くの間ではあったが、ナポレオン一世が、ロシアとイギリスを除くヨーロッパの支配者になった。彼は、気の向くままに、国を造っては、それをまた、つぶしてしまったりした。彼は、現存する国を幾つかの部分に分割してしまったり、逆に、別々の国を統合したりもした。諸国の王は、ナポレオンの好意に縋り、彼の下した命令には従わねばならなかった。殊に、海軍国際法 (Maritime International Law) に関して、この時期には、部分的に無法状態が発生した。既に一七九三年にイギリスとロシアは、フランスを飢餓でもって鎖圧しようとして、フランスの港との一切の航海を禁止していたのであるが、それに対し、フランス国民議会は、敵国の港へ食糧を輸送したり、敵国貨物を輸送する中立国船

のすべてを捕獲するように、フランス艦隊に命令することをもって対応した。また、その上、ナポレオンは、貿易を破滅させることによってイギリスを滅亡させようと企んで、一八〇六年のベルリン布告においてイギリス全商品の不買同盟^{ボイコット}を発表した。そこで、イギリスは、フランスとその同盟国のすべての港の封鎖をもって、それに応え、そうした港のいずれかへ向かう全船舶を捕獲するようにイギリス艦隊に命令した。

最終的に全ヨーロッパがナポレオンに対して動員され、彼が遂に敗北を喫したとき、ヨーロッパの全貌は変わって、以前の状態を回復させることは多分に不可能であった。そこで、新しい秩序と新規の勢力均衡を創造することが、一八一四年から一八一五年にかけてのウィーンにおけるヨーロッパ会議の課業となった。今度の新しい秩序は、主に次のような整合を内容とするものであった。すなわち、プロシアとオーストリアの君主政体が復興され、ドイツ連合もまた、それ以後、三九の構成国から成立することになった。オランダ王国はオランダとベルギーになり、ノ

ルウェーとスウェーデンは物上連合 (Real Union) となった。昔の王朝がスペイン、サルディニア、トスカナ^(イタリア)、モデナ^(北西)に復活し、同様にまた法王もローマに復帰した。スイス連合の一九の州^{カントン}にジュネーブ、ヴァレー、ノイシャテルが加わり、しかも、この連合は、将来のすべての場合について中立化された。しかし、ウィーン会議は、ヨーロッパに新しい政治秩序を樹立しただけではなく、それは、また、国際法上の幾つかの問題をも解決したのだった。例えば、異なる国の国土を貫流している河川である、いわゆる、国際河川について、自由航行が認められ、更には、ウィーン会議以後、外交機関を三階級^(大使、公使、代理公使)に分けることが取り決められ、最終的には、黒人奴隷貿易の全面的禁止も同意されたのである。

四七 一八一五年〜一八五六年の時期 ウィーン会議以後の時期は、いわゆる、神聖同盟を以って始まっている。第二次パリ講和会議の前の一八一五年九月二六日に、ロシアとオーストリアの皇帝とプロシアの国王とが、既に、この同盟を成立させていたのであるが、同盟の目的

は、加盟国に彼らの国内問題を管理する場合と同様に、国際関係を処理する際にも、キリスト教道徳の原則を適用することを義務付けることであつた。ウィーン會議以後、イギリスを除くヨーロッパのほとんどすべての君主が、その同盟に参加することになつたが、当時、やつと摂政になつたばかりのイギリスのジョージ四世は、神聖同盟が、国家の同盟ではなく、君主の同盟であり、したがつて、個々の責任のある大臣の署名無しに締結されているのに対して、イギリス憲法によれば、そうした場合には責任ある大臣の署名が必要とされていたことを理由に、同盟に参加しなかつたのである。

神聖同盟それ自体は、**国際法**にとって重要なものではなかつた。というのは、それは、宗教的、道徳的、かつ、政治的なものであつて、法的な同盟ではなかつたからである。しかし、一八一八年のエクス・ラ・シャペル會議には、ロシアとオーストリアの皇帝、及び、プロシアの国王が、各々、本人みずから出席し、まさに、神聖同盟の原則が実際に適用された感があつた。しかも、そのエクス・ラ

・シャペル會議で、大国は一つの宣言⁽¹⁾に署名したのであるが、その宣言の中で、彼らは、**国際法**を国際関係の基礎として厳肅に承認し、将来にわたつて、**国際法**の規範に従つて行動することを誓ひ合つたのである。彼らが、至る所で、昔の王朝を保持しようとし、さまざまな国の人民の革命的な動きに対抗して、その国の君主を擁護しようと試みたように、彼らの政治の指導原理は、正統性のそれであつた。しかし、このことが、内政干渉に関する**国際法**の原則を否認する危険を、現実に導く結果となつてしまい、イギリスを除く大国は、正統な王朝のためと、反自由主義立法のために、小国の国内問題に絶えず介入することとなつた。したがつて、一八二〇年のトロップポー會議、一八二一年のライバッハ會議、一八二二年のヴェローナ會議は、こうした内政干渉に関する討議で忙殺されたのである。

有名な**モンロー宣言**^{ドクトリン}（一三九を参照のこと）は、内政干渉に関するヨーロッパ大国の危険な政策を發しているが、この宣言は、内政干渉以外の問題点をも包含している。ウィーン會議の後、南アメリカにあつたスペイン植民

地の多くが、母国から離反して、彼らの独立を宣言したわけであるが、スペインは、これらの国々を、正統性の原理を支持する他の大国の援助を受けて、再征服しようと考えたので、アメリカ大統領モンローは、一八二三年一月二日、教書を発表し、その中で、とりわけ、アメリカ大陸の国々に対するヨーロッパ大国の干渉を、アメリカ合衆国は許容することはできない旨を指摘したのである。

正統性のための神聖同盟諸国の干渉とは性格的に異なっていたのが、ギリシアとベルギーのための二つの干渉であった。イギリス、フランス、ロシアは、一八二三年にトルコとギリシアの争いに介入し、最終的には、その介入はギリシアの独立を導くに至った。更に、その当時の大国、すなわち、イギリス、オーストリア、フランス、プロシア、それにロシアは、ベルギー暫定政府に依嘱されて、一八三〇年にオランダとベルギーの争いに介入して、独立したベルギー王国の成立を実現させたのである。

ギリシアとベルギーの樹立は、神聖同盟の崩壊を意味していたと言ふことができるであろうが、しかし、この同盟

が、ヨーロッパの多くの国における、絶対主義の消滅と立憲制度の勝利とによって、完全に払拭されたのは、やっと一八四八年になってからのことであった。その後、間もなく、一八五二年にナポレオン三世が、フランスの皇帝となり、国民性の原理を採用して、ヨーロッパにおいて圧倒的な影響を及ぼすに至ったので、この国民性の原理が、ヨーロッパの政治において、正統性の原理に取って代ったと言ふことができるかもしれない。

この時期の最後の事件は、クリミア戦争であつて、それは結果として、一八五六年のパリ講和とパリ宣言になつた。この戦争は、一八五三年にロシアとトルコの間で勃発し、一八五四年にイギリス、フランス、それにサルディニアがトルコ側に加担したが、しかし、それにも拘わらず、戦争は、その後、二年間も継続した。しかしながら、最後にはロシアが敗北し、会議がパリに召集され、イギリス、フランス、オーストリア、ロシア、サルディニア、トルコ、それから後にプロシアが代表を派遣して、一八五六年の三月に講和が結ばれた。その講和条約には、トルコが、

国家群の一員として、はっきりと受け入れられているのであるが、しかし、もっと重要なのは、その会議に参加した大国の代表によって、一八五六年四月一六日に署名された**海事国際法**に関する有名な**パリ宣言**である。この宣言は、私掠船を廃止し、中立国船上の敵貨と敵国船上の中立貨を没収できないという規則を承認し、更には、封鎖で拘束するためには、効果的でなければならぬということを経験として要求した。一九世紀の上半期の終り頃に、公海自由の原則が普遍的に承認されたことと併せて、パリ宣言は、国際法の進歩を示す顕著な出来事である。パリ会議に代表を派遣しなかつた大国も、その後、パリ宣言に署名するため招聘され、一八五六年の末までには、国家群の構成員の大多数が、それに署名していた。アメリカ合衆国やスペイン、メキシコ等の署名しなかつた若干の国々も、一八五六年以来、実際上はパリ宣言に反する行動は執らなかつたし、したがって、おそらく、**パリ宣言**は、既に**普遍的国際法**になっているか、或るいは、すぐにもなるであろうと、言えるかもしれないのである。

(1) マルテンス・N・R・第四卷五六〇頁参照のこと。

(2) 二五一を参照のこと。

(3) 日本は一八八六年に署名した。アメリカ合衆国が署名しなかつたのは、それが、あまり効果が無く、私的な敵船の捕獲を禁止していなかつたことが理由であつたと言ふべきであろう。

四八 一八五六年〜一八七四年の時期 次の時期は一

八五六年から一八七四年までの時代であるが、国際法の発達にとって、目立って重要な時期である。国民性の原理の庇護を受けて、オーストリアは、一八六七年にオーストリアーハンガリーという二元的な君主国になり、イタリアはドイツ同様に統一された。イタリアの統一は、一八五九年のオーストリア対フランス、サルディニアの戦争に端を発しており、以後、イタリアは、ヨーロッパ大国の列に加わることになる。ドイツの統一は、三つの戦争、すなわち、一八六四年のシュレスヴィヒホルシュタイン州(デンマークが併しよ争として戦うことになる)のためのデンマーク対オーストリア、プロシアの戦争、一八六六年のオーストリア対プロシア、イタリアの戦争、一八七〇年のフランス対プロシア、南ドイツ連合諸

国の戦争、の三つが結合した結果である。一八七〇年のフランスの敗北は、イタリアが法王領諸国を手中に収め、それによって、ローマ法王が支配的君主の数の内から消滅するという結果になった。

アメリカ合衆国が、一八六五年に南北戦争を見事に終結させることによって大国の地位へと上昇してくる。海軍国際法上の幾つかの規則が、この南北戦争のおかげで更に一層の進展を遂げたし、アメリカ合衆国の政府によって一八

六三年に発行された陸戦に関する訓令集は、戦争法の法典編纂化への第一歩を示している。スイスの発案による一八六四年の軍隊の戦地に於ける傷兵の状態改善のためのジュネーブ協定は、九つの国によって締結され、やがて、ほとんどすべての文明諸国が、その当事国となった。戦争に使用する爆弾を一定の重量以下に制限する一八六八年のセント・ピーターズバーグ(ペトログラード。今日のレニングラード)の宣言は、多数の国によって署名され、一八五六年のパリ講和の当事国であった大
国の代表が出席した一八七一年のロンドン会議は、「国家は、締約国の友好的な取極めによる同意が無ければ、条約

上の約束を免れることはできないし、条約の規定を修正することもできないのが、国際法の基本原則である。」と厳粛に宣言しているのである。この時期の最後の出来事は、陸戦の法規慣例を法典化するための一八七四年のブリュッセル会議であるが、その署名された規約は批准されはしなかつたものの、このような法規慣例に関して、大国が協定を結ぶ用意があることを示したという点で、画期的なものであった。

四九 一八七四年〜一八九九年の時期 一八七四年以

後も、国民性の原理は、以前と同様に、その影響力を及ぼし続けており、まさに、その原理の援護のもとに、オットマン帝国(オスマン帝国)の部分的衰退が起こっているのである。バルカン半島の住民に関する改革導入をトルコが拒絶したことが、一八七七年のトルコとロシアの戦争となり、一八七八年にサン・ステファノの講和によって、それは終了したが、この条約上の諸条件が、事実上、トルコをヨーロッパから排除したものになっていたため、イギリスが介入し、一八七八年の六月にベルリンでヨーロッパ会議が開催

され、サン・ステファノの講和条件を實質的に修正するに至った。そのベルリン會議の主要な結果は次の通りである。すなわち、(一)セルビア、ルーマニア、モンテネグロが独立し主権国家となる。(二)ブルガリアがトルコを宗主国とした独立の公国となる。(三)トルコ領のボスニアとヘルツェゴビナが、オーストリア・ハンガリーの管理下に入る。(四)トルコの中に東ルメリア(現ブルガリア南部)という名の新しい州が創設され、広範な自治を享有することになる(一八八五年〜一八八六年のコンスタンチノープル會議の取極めに従って、東ルメリアの総督にブルガリアの皇太子を任命することにより、東ルメリアとブルガリアの間に一つの絆が造られる)。(五)鉄門(The Iron Gate: ユーゴスラビアのアトリーニア南部國境の峽谷)から黒海の河口に至るダニユープ川(ドナウ川)の自由航行が宣言される。

一八九七年には、クレタ島がトルコに反乱を起こし、ギリシアとトルコの間で戦争が勃発して、大国が介入し、コンスタンチノープルで講和が結ばれて、クレタ島は、トルコの宗主権とギリシアの総督ジョージ皇太子のもとに自治的な半主権国家となるに至る。

極東では、一八九五年、中国と日本の間で戦争が起り、中国が敗北して、日本が大国として抬頭する。今や日本を国家群の完全な構成員と見なさなければならぬというところが、日本の国境内での領事裁判権を廃止するため、日本と他の大国とによって締結される条約から明白となる。

アメリカでは、合衆国が、一八九八年のキューバの母国に対する反乱に介入し、それによってスペインと合衆国の間に戦端が開かれる。そして、スペインが敗北して、一八九八年のパリ講和によりキューバの独立が保障されることになる。

この時期の非常に重要な出来事は、ベルリンにおけるコンゴ會議であるが、それは一八八四年〜一八八五年にかけて行われ、その會議には、イギリス、ドイツ、アメリカ合衆国、フランス、イタリア、オランダ、ポルトガル、ロシア、スウェーデン・ノルウェー、トルコが代表を送った。

この會議は、コンゴ地域における通商の自由、奴隷貿易の禁止、領土の中立化を約定し、コンゴ川とニジェール川の航行の自由を保障し、更には、いわゆる、コンゴ自由国

が、国家群の一構成員として承認された。

第二にきわめて重要なことは、さまざまな非政治的目的のために国際的な事務局を備えた多数の国際的な連合が設立されたことである。万国郵便連合 (Universal Telegraphic Union) が一八七五年に、万国電信連合 (Universal Postal Union) は一八七八年、工業所有権保護同盟 (Union for the Protection of Industrial Property) は一八八三年、著作権保護同盟 (Union for the Protection of Works of Literature and Art) は一八八六年、関税表刊行連合 (Union for the Publication of Custom Tariffs) は一八九〇年に、各々、設立された。

第三にかなり重要なことは、この時期に、国際紛争を往時よりも頻繁に仲裁裁判で解決しようとする傾向が生じたことである。実際に多数の仲裁裁判が行われ、幾つかの条約が、さまざまな国の間で締結されて、それらの条約は、将来、締約国の間で生ずるであろうすべての紛争を仲裁裁判によって解決することを規定していた。

非常に重要な事柄で、この時期の画期的な出来事である

のは、一八九九年のハーグ平和会議である。この会議は、

重要性の劣る三つの宣言とは別個に、国際紛争平和的処理条約 (Convention for the Pacific Settlement of International Conflicts) ・陸戦ノ法規慣例ニ関スル条約 (Convention regarding the Laws and Customs of War on Land) ・ジュネヴァ条約ノ原則ヲ海戦ニ応用スル条約 (Convention for the Adaptation to Maritime Warfare of the Principles of the Geneva Convention) を産み出したが、更にまた、とりわけ、三つの願望を公式化した。すなわち、(一)近い将来において、中立国の権利義務を、会議によって調整すべきである。(二)将来の会議で、海戦における私的財産の不可侵の宣言を企画すべきである。(三)将来の会議で、海軍力による港・都市・村落の砲撃問題を解決すべきである。

五〇 二〇世紀 ハーグ平和会議直後の一八九九年一月に、南アフリカでイギリスと二つのボーア人の共和国との間で戦争が勃発し、それは、一九〇一年の末期に、後者の合併を導くことになる。また、一九〇〇年における北京のドイツ大使暗殺とヨーロッパ使節団への総襲撃は、国際

法の基本原則の侵害を雪辱するため、中国に対する大国の統一行動を招来させる結果になる。また、一九〇二年一月には、イギリス、ドイツ、イタリアが、ヴェネズエラの内戦で損害を蒙った各々の国民の損害賠償請求をヴェネズエラに承諾させる目的で、ヴェネズエラの沿岸を封鎖し、後者は、結局、損害賠償の支払いに同意し、外交官の混合委員会で解決される。しかし、封鎖を設定した国以外の他の国々までが、同様の損害賠償の請求をするに及んで、その問題はハーグの常設仲裁裁判所に付託され、一九〇四年に、封鎖実施国に有利な裁決が下されることになる。また更に、一九〇四年二月には、極東において、満州と朝鮮をめぐってロシアと日本の間で戦争が発生する。一九〇四年一月には、アメリカ合衆国が、もう一つのハーグ平和会議の召集を準備するようになる。

五一 国際法の歴史の五つの教訓 過去に、どのようなことが起こったかを示すだけではなく、その過去の出来事から、将来のための教訓を引き出すことも、歴史の仕事であるが、国際法の発達の歴史からは、五つの教訓を引き

出すことができると言えよう。

(一) 第一の主要な教訓は、国家群の構成員の間に均衡、つまり、^{バランス・オブ・パワー}勢力均衡が存在する場合にのみ、国際法は存在することができるといふことである。もし、諸大国が相互に抑制できないのであれば、法の支配は何の効果も有しなくなるが、それと言うのも、圧倒的な力をもつ国が、当然、意のままに振舞おうとして、法に背くことになるからである。そこで、国際法上の規則を強要することのできる中樞的な政治的権威が、主権国家を越えては存在していないし、また、存在し得ない以上、国家群の何らかの構成国が全能的な力を持つようになることを、勢力均衡によって防止しなければならない。ルイ一四世やナポレオン一世の時代の歴史は、この原理の妥当性を明白に物語っている。

(二) 第二の教訓は、国際政治、とりわけ、干渉が、真正なる国家利益に基づいて行われる場合にのみ、国際法は漸進的な発展を遂げることができるといふことである。正統性の利益のために干渉するような王朝戦争は、過去のものであって、そのような戦争が、将来、再び起こる心配は無

いし、また、起こることが望まれる筈も無いのであるが、もし、起こるとすれば、そのような戦争は、過去において行われたように、将来の国際法の発達を阻害することになるのである。

(三) 第三の教訓は、国民性の原理が、あまりにも勢いをもっているので、その勝利を阻止しようとするのが無益であるということである。同じ血、同じ言語、同じ利害によつて一緒に結ばれている何百万もの人々の共同社会が、非常に有力になつて、彼ら自身の国を持つ必要があると考へるようになり、その国の中で、彼ら自身の理想に従つて生活することができ、民族的文明を築き上げることができるといふ場合には、彼らが、遅かれ早かれ、そうした国家を手にするのは確かである。国際政治が果たすことができ、かつ、果たさなければならぬことは、少数の他の人種の人たちが、法の枠外に置かれるのではなく、大多数の人たちと同等の条件で扱われるような規則を実施することであつて、さまざまな民族から成る住民を抱える国は、多くの実例が示すように、実際に存在することが可能である

だけではなく、常に存在し続けることであらう。

四 第四の教訓は、国際法のあらゆる発展過程が成熟するためには、相当の時間を必要としているということである。理想郷では、永久平和計画や諸国家と諸国民の乱されることのない友情計画が実現されるかもしれないが、現時点における実際の国際的生活の粗雑な実態は、そうした空想的な考えを実現させる可能性を、いささかも提供してはくれないのである。永久平和の要件は、少くとも、同じ水準の文明をもち、同じ利害と目的と、同じ強さを備えた諸国民の間で地球の全表面が、分けられることであるが、それは、われわれの時代には決して実現されることがないであらう。永久平和は理想であつて、“理想”という言葉それ自身の中に、実現が不可能であるという確信が含まれているのであるが、このような実現を絶えず目指すことが義務でもある。一八九九年のハーグ平和会議に基づいて、現在、設立されているハーグの常設仲裁裁判所は、このような実現に向かつて、かつて望むことが出来た以上に、われわれを近づけることのできる制度なのである。それに、陸

戦に関する規則の法典化に続く**国際法の部分的法典化**は、やがて成功して、**国際的**の**通交の法的基盤**を以前よりもしつかりと、より広範で卓越したものにすることであろう。

(五) 第五の、しかも、最後の教訓は、**国際法の漸進的**の**発達**が、一方では、主に一般道徳の水準に依存し、他方では、**経済的**の**関心に依存**しているということである。一般道徳の水準が高くなればなる程、**国際法**は、ますます**発展**するのであり、また、**国際経済的**の**関心が増せば増す程**、**国際法**も**生長**するのである。と言うのも、或る一定の見地に立って見れば、**国際法**は、まさに**国内法と同様に**、**道徳的要素**と**経済的要素**の**所産**であり、同時に、**道徳的**、かつ、**経済的**の**関心**が**順調に発達**するための**基盤**でもあるからである。このことは、**議論の余地の無い明白な事実**であるので、したがって、**国際法**には**無限の進歩**が**保障**されているのだと躊躇なく言うことができるであろう。何となれば、そのために機能している**永久の道徳的**、**経済的要素**が存在しているからである。

三 国際法学

フィリモア・第一巻・初版の序文、ローレンス・三一
 一三六、マニング・二一〇六五頁、ハレック・第一巻、
 一二、一五、一八、二二、二五、二九、三四、四二頁、
 ウォルカー・『歴史』第一巻二〇三〜三三七頁、及び、
 『国際法学』(The Science of International Law)
 (一八九三年刊)の随所、テイラー・三七〜四八、フィ
 ートン・四一〜三、ホルツェンドルフ・第一巻三三七〜
 四七五頁のレビューエール説、ニユス・第一巻二一三〜
 三二八頁、マルテンス・第一巻三四〜三八、フィオレ・
 第一巻・五三〜八八、一六四〜一八五、二四〇〜二七二
 番、カルボー・第一巻二七〜三四、四四〜四六、五一〜
 五五、六一〜六三、七〇〜七三、一〇一〜一三七頁、ボ
 ンフィス・一四七〜一五三番、デスパグネ・二八〜三五
 番、カルテンボーン(Kaltenborn)・『フーゲー・グロ
 チウスの先駆者』(Die Vorläufer des Hugo Grotius)
 一八四八年刊)・ホーランド・『研究』一〜五八、一六八
 一七五頁、ウエストレイク・『諸問題』二二〜七七頁、
 ワード(Ward)・『国際法の創設と歴史の研究』(Enqu-
 iry into the Foundation and History of the Law
 of Nations)全二巻・一七九五年刊)・ヒュース・『戦争の
 法とグロチウスの先駆者たち』(Le droit de la guerre
 et les précurseurs de Grotius)一八八二年刊)『イ
 キリスにおける国際法の……歴史に役立つ注釈』(Notes
 pour servir à l'histoire……du droit international
 en Angleterre)一八八八年刊)『国際法の起源』(Les
 origines du droit international)一八九四年刊)フ
 ィーガン・『ヨーロッパにおける国際法の発達の歴史』
 (Histoire des progrès du droit des gens en Eur-

ope) (一八四二年刊)、及び、六一に列挙した著書目録を参照のこと。

五二 グロチウスの先駆者たち 近代国際法学はグロ

チウスの著書『戦争と平和の法・全三巻』をもって始まるが、その理由は、かなり完成された国際法の体系が、法学の独立の分野として、初めて、その書物の中で築き上げられたからである。しかし、グロチウス以前に、国際法の特定の部分について著述した多くの著者たちがいたのである。したがって、普通、彼らは「グロチウスの先駆者」(Forerunners of Grotius)と呼ばれるのであるが、これらの先駆者の中でも最も重要なのは、次の人たちである。(一)ボローニア大学の法律学の教授レニアーノ(Legnano)は、一三六〇年に著書『戦争と復讐、および、決闘について』(De bello, de represaliis, et de duello)を執筆したが、一四七七年まで、それは出版されなかった。(二)イタリアの法律学者で政治家のベリ(Belli)は、一五六三年に著書『軍隊と戦争について』(De re militari et de bello)を出版した。(三)ドイツの法律学者ブルヌス(Brunus)は、一五四八年に著書

L・オッペンハイム著『国際法』(一九〇五年刊・初版)

『使節論』(De legationibus)を出版した。(四)サラマンカ大学の教授ビトリア(Victoria、本書ではVictoriaとしてある)⁽¹⁾は、一五五七年に『神学特別講義』(Relectiones theologicae)を出版し、その中で部分的に戦争法を扱っている。(五)スペイン系の家柄でありながらアントワープ生まれで、パルマ公アレクサンドロ・ファルネーセの軍隊の軍事法律顧問であったアヤラ(Ayala)。彼は一五八二年に著書『戦争の法と義務、および軍隊の規律について』(De jure et officiis bellicis et disciplina militari)を出版した。(六)スペインのイエズス会々員でコインブラ大学の教授であったスアレス(Suarez)は、一六一二年に、『法律と立法者たる神についての論』(Tractatus de legibus et de legislatore)を出版し、初めてその中で(第二巻・第十九章・八番)、諸国家の共同社会を形成するという事実に基づいて、諸国家間に法を確立しようと試みている。(七)イタリアの法律学者で、オックスフォード大学のローマ法の教授であったゲンティリス(Gentilis)。彼は、一五八五年に著書『外交使節論』(De legationibus)を、一五八九年には『戦争法注解』(Commentationes de jure belli)、一五九八年に『戦争法注解』(Commentationes de jure belli)。(その二)

年には、それと同じ問題について敷衍した作品『戦争法論

・全三卷』(De jure belli libri tres)⁽²⁾、一六一三年には『スペ

イン弁護論』(Advocatio Hispanica)を、各々、出版したが、

ゲンティリスの『戦争法論』は、ホーランド教授が明らかにしているように、グロチウスの『戦争と平和の法』の第一巻と第三巻の**手本**^{モデル}になり、その骨組みを提供しているのである。したがって、まさにホーランドが言うように、

「国際法を今日のものにする方向への第一歩は、グロチウスではなく、ゲンティリスによって印されたのである。」

(1) 詳細については、ホーランドの『研究』五一〜五二頁を参照のこと。

(2) 一八七七年にホーランド教授によって改訂された。ゲンティリスについては、ホーランド・『研究』一〜三九一頁、ウエストレイク・『諸問題』三三〜三六頁、ウォーカー・『歴史』第一巻二四九〜二七七頁を参照されたい。

五三 グロチウス　グロチウスは、ゲンティリスのお蔭を相当に蒙っているが、それでも、この二人の中では、グロチウスのほうが偉大であり、だから、まさに、

“国際法の父”という称号を帯びるわけである。フーゴー

・グロチウスは、一五八三年にオランダのデルフト(南西部の都市)

に生まれたが、幼少時代から、その驚くべき天賦の知的才能のために“不思議な子供”として知られていた。彼は、

僅か一一歳の時にライデン大学で法律の勉強を始め、一五歳の時にフランスのオルレアンで法学博士の学位を取得した。彼は、単に法律学者としてだけでなく、ラテン語詩人、言語学者としても評判になった。初めは弁護士を業としたが、後に政治に興味をもち、やがて、政治的、宗教的論争に巻き込まれて、一六一八年には逮捕され、終身刑の有罪判決を受けるに至った。しかしながら、一六二一年に彼は脱獄に成功し、フランスで一〇年間暮らすことになった。一六三四年には、スウェーデンの公職に就き、パリのスウェーデン公使となった。そして、辞表を出しに行ったスウェーデンからの帰国の途中、ドイツのロストック(東ドイツの貿易都市)で一六三五年に死亡した。

グロチウスは、国際法に関する本を執筆しようと考えている以前から、実は国際問題に関心を抱いていた。と言うの

は、一六〇九年、僅か二四歳のときに、彼は、『自由海論』(Mare liberum)という表題のもとに——初めは匿名で——一冊の書物を出版したからであるが、その書物の中で、彼は、公海(open sea)は、いずれの国の所有物にもなり得ないということを強調したわけである。だが、当時は、それとは逆の意見が一般に有力であった。⁽¹⁾しかし、グロチウスが、フランスに亡命中、彼の著書『戦争と平和の法・全三巻』の執筆を開始したのは、それから一四年も後のことであり、しかも、それが出版されたのは、更に二年後の一六二五年であった。ところが、聖書という唯一の例外を除いて、人間の精神と諸問題とに対して、かつて、それと同じような影響を及ぼした本は、他には無いとまで、まさに言われるに至っている。それ程、この永遠に有名な書物から、国際法学の発達と同様、近代国際法それ自身の全体的発展の根が張っているのである。グロチウスの意図は、もとはと言えば、戦争法についての論文を書くことであつた。と言うのは、当時の戦争の残虐さと無法とが、その著作へと彼を向かわせたからである。しかし、その問題

について研究を進めれば進めるほど、彼は、ますます駆り立てられて、そうして、自然法と国際法の体系を産み出したのである。序文において、彼は、彼以前の国際法の多くの著者について語っており、特に彼は、アヤラとゲンティリスを引用している。しかし、彼は、彼の著書に対するアヤラやゲンティリス等の影響を認めてはいるものの、彼の体系が、基本的には、その先駆者たちとは違っていることに気付いているのである。実際のところ、国際法の規則を引き出すために自然法から出発するということは、決してグロチウスの独創ではなく、彼の時代よりも前の他の著者たち、とりわけ、ゲンティリスは、自然法を著作の土台にしていたのである。しかし、グロチウス以前の人たちは、誰も、それほど名人芸的な方法や適切な手腕をもって、それを実行したわけではなかったのである。だから、前述したように、グロチウスが、『国際法の父』という称号だけではなく、『自然法の父』という称号さえも持っているのは、こうした理由に基づくのである。

時代の寵児としてのグロチウスは、自然法から出発せざ

るを得なかったが、それと言うのも、彼の意図が、永久不変で、しかも、単一の国々の特別な合意から独立しているような**国際法**の規範を見出すことにあったからである。**グロチウス**の遙か昔、慣習や国の法律によって発達した実定法の上に、人間の理性に基礎を置き、そのために実定法について少しも知識が無くても見出し得る、また別の法が存在するという見解が、一般に広まっていたが、この理性の法が、**自然法** (Law of Nature, Natural Law) と呼ばれたのである。しかし、**グロチウス**が、自然法の体系を樹立し、そこから出発して、彼が、**国際法**を樹立しようとは始めたということが、非常に重要なこととなり、最大の感化力を取得したために、**グロチウス**が、**国際法の父**と同様、**自然法の父**として後世に出現したわけである。

こうした自然法について、今日のわれわれが、どのように考えようと、**グロチウス**以後の二百年以上にわたって、法律家や哲学者、神学者たちが、それを堅く信じていたということは、ゆるぎない事実なのである。しかも、自然法の体系と、その提唱者たちの学説とが無かったならば、近

代憲法と近代**国際法**は、現在あるようなものにはならなかったということ、疑いが無いのである。自然法は、歴史が人類に対して、中世の制度から歩み出て、近代のそれへと踏み入れることを教えた、その支えを提供したのであって、特に近代**国際法**の存在そのものが、自然法理論に負っているのである。**グロチウス**は、彼の時代に、諸国家の**国際的**な行動のための多くの慣習規範が既に存在していたことを否定しなかったが、しかし、彼は、それらの規範と、彼が**自然法**の結果として考えた規範とを、はっきりと切り離して考えていたのである。したがって、彼は、一方における**自然的国際法**と、他方における、彼が**任意的国際法**と呼んでいる**慣習国際法**との間を区別している。**グロチウス**の関心の大部分は、**自然的国際法**のほうに集中しているが、その理由は、彼が、**任意性**を、あまり重要なものとは考えていなかったからである。しかし、それでいて、彼は**任意的国際法**を全く否定はしていないのである。彼は、主に**自然的国際法**の規範について書いているのであるが、さまざまな問題に関して、常に**任意的規範**についても言及し

ているのである。

グロチウスの影響は、間もなく非常に大きなものとなり、全ヨーロッパに波及するに至って、彼の著書は、⁽²⁾四五版にもなり、多くの翻訳が出版された。

(1) 公海の自由に関する議論の詳細については、二四八を参照のこと。

(2) ホルツェンドルフ・第一巻四一二頁のリヴィエールの項を参照。最後の英語版は、一八五四年のウィリアム・フィウエル (William Whewell) の翻訳によるものである。

五四 ブーチ しかし、グロチウス以外に、近代国際

法には、二流ではあるが、もう一人の創始者がいるのである。この人は、イギリス人のリチャード・ブーチ (Richard Zouche, 1590~1660) で、オックスフォードのローマ法の教授と海事裁判所 (Admiralty Court) の判事をした人であった。多作家の彼が「国際法の第二の創始者」という称号を得るに至った書物は、一六五〇年に刊行されたが、その標題は、『フェキアレスの法と裁判、すなわち、諸民族の間の法に関する諸問題の解明』 (Juris et iudicii feccialis, sive juris

inter gentes, et quaestionum de eodem explicatio, qua, quae ad pacem et bellum inter diversos principes aut populos spectant, ex praecipuis historico jure peritis exhibentur.) である。この小冊子は、実定国際法の最初の便覧と呼ばれるものであるが、ブーチの見解は、時代の寵児として、自然的国際法の存在を必ずしも全面的に否定しているわけではないが、彼によれば、慣習国際法は国際法の中で最も重要な分野であるとしている限りにおいて、グロチウスの見解とは全く異なっているのである。そして、ブーチこそ、新しい法の分野として *jus inter gentes* (諸民族の間の法) という用語を使った最初の人であるということを、特に言っておかなければならない。グロチウスには、国際法が諸国家間の法であることが、よくわかっていたし、また、そう言っているのであるが、しかし、彼は、それを *jus gentium* (万民法) と呼んだのである。だが、それも、結局は、彼自身の影響のせいで、ベントム以前に、国際法を *International Law* と呼んだ人が誰もいなかったということに帰因しているのである。

主にグロチウスによって論及された自然的国際法と、主にズーチ⁽¹⁾によって論じられている慣習的、及び、任意的な国際法との間の区別が、一七世紀と一八世紀において、国際法に関する学者たちの三つの異なる学派——すなわち、「自然主義学派」(Naturalists)、「実証主義学派」(Positivists)、「グロチウス学派」(Grotians)——を誕生させたのである。

(1) ズーチよりも前に既に、もう一人のイギリス人ジョン・セルデン(John Selden)が、彼の著書“De jure naturali et gentium secundum disciplinam ebraeorum”(一六四〇年刊)において、実定国際法の重要性を認めていたということを指摘しておかねばならない。また、海事裁判所の判事としてズーチの後任者であったレオライン・シエンキンス卿(Sir Leoline Jenkins, 1625~1684)についても触れておくべきであろう。海事法と特に捕獲法における諸問題についての彼の見解は、海事国際法の発達にとって非常に重要であった。

五五 自然主義学派 “自然主義学派” または、“国際法の否定派” というのは、慣習や条約の結果が、どのようなものであれ、何らかの実定国際法が存在するという事

を否定し、すべての国際法は、自然法の一部にすぎないと主張する学者たちに対する呼称であるが、その自然主義学派の主導者は、サムウェル・プーフェンドルフ(Samuel Pufendorf, 1632~1694)で、彼は、大学——すなわち、ハイデルベルク大学——で設置された自然法と万民法の講座の最初の担当教授の地位にあった。彼によって書かれた多くの書物の中で、国際法学にとって重要なものが三つある。——すなわち、(一)『一般法律学要論』(Elementa jurisprudentiae universalis) 一六六六年刊、(二)『自法法と万民法』(De jure naturae et gentium) 一六七二年刊、(三)『自然法に基づく人間と国民の義務について』(De officio hominis et civis juxta Legem naturalem) 一六七三年刊、である。ホッブスの『市民論』(De Cive) 一四卷四で言う自然法は、個人の自然法と国家の自然法に分類されるべきであり、後者が、国際法である、との所説から出発したプーフェンドルフは、この自然的国際法の他には、真正な法としての効力を有する任意的、ないし、実定的な国際法は存在しないと付言している⁽¹⁾のである。

『市民論』(De Cive) 一四卷四で言う自然法は、個人の自然法と国家の自然法に分類されるべきであり、後者が、国際法である、との所説から出発したプーフェンドルフは、この自然的国際法の他には、真正な法としての効力を有する任意的、ないし、実定的な国際法は存在しないと付言している⁽¹⁾のである。

プーフェンドルフの最も有名な信奉者は、ドイツの哲学

者クリスチャン・トマジウス (Christian Thomasius, 1655～

1728) であるが、彼は、一六八八年に『神聖法学原理』(Ins-

titutiones jurisprudentiae divinae) を、更に一七〇五年には、

『自然法と万民法の基礎』(Fundamenta juris naturae et gen-

tium) を出版した。イギリスの自然主義学派について言え

ば、フランシス・ハチソン (Francis Hutcheson) の『道德哲

学体系』(System of Moral Philosophy 一七五五年刊) と、ト

マス・ルザフォード (Thomas Rutherford) により一七五四年

にケンブリッジ大学のセント・ジョーンズ・カレッジで朗

読されたグロチウスに関する連続講演の要旨である『自然

法綱要』(Institutes of Natural Law) とを挙げる事ができ

るかもしれない。また、グロチウスやプーフェンドルフ、

その他の人物の作品について造詣の深いフランス人の翻訳

家・解説者であるジャン・バルベイラク (Jean Barbeyrac,

1674～1744) と、更に、ジュネーブ生まれで、『自然法と国

際法の原理 (Principes du droit de la nature et des gens) を書

いたジャン・ジャック・ビュルラマキ (Jean Jacques Burla-

ル・オッペンハイム著『国際法』(一七〇五年刊・初版)

maqui, 1694～1748) も、同様に挙げておくべきであろう。

(1) 『自然法と万民法』第二卷第三章二二

五六 実証主義学派 “実証主義学派” は自然主義学

派の正反対の人たちである。彼らは、ホッブズやプーフ

ェンドルフとは対照的に、慣習や国際条約の結果としての実

定的国際法の存在を弁護するのみならず、それをもって自

然的国際法よりも重要であると考え、すべての学者たちを

網羅するのであるが、その中の幾人かの実証主義者は、ズ

ーチを越えて、自然的国際法の存在そのものを否定してい

るほどである。実証的な学者たちは、一七世紀には、あま

り影響力をもたず、その時期には、自然主義学派とグロチ

ウス学派とが、勝利を得ていたのであるが、しかし、一八

世紀に入ると彼らの時代が到来したのである。

一七世紀の学者の中では、ドイツ人のラッヘル (Rachel)

とテクスター (Textor) を挙げておかねばならない。ラッ

ヘルは、一六七〇年に二つの論説を出版したが、『自然法と

万民法』(De jure naturae et gentium) の中では、国際法を

大多数の自由国家が従属する法として定義し、更には、そ

(その二)

れば、そうした国家の黙示的、ないし、明示的同意を通して成立すると説いている。テクスターは、一六八〇年に、『万民法概観』(Synopsis juris gentium)を出版している。

一八世紀には、指導的な実証主義者、バインケルスフーク、モーザー、それにマルテンスが、非常に大きな影響力を獲得するに至った。

オランダの著名な法律家コルネリウス・ヴァン・バインケルスフーク(Cornelius van Bynkershoek, 1673~1743)は、国際法と銘打つ論文は一つも書かなかつたが、国際法のさまざまな分野を扱った三つの書物を通して名声を博すことになった。つまり、彼は、一七〇二年に『海洋主権論』(De dominio maris)、『一七二一年に『外交使節に対する裁判権』(De foro legatorum)、『一七三七年に『公法上の諸問題』(O. naestionum juris publici libri II)を出版したが、バインケルスフークによれば、国際法の基盤は、国際慣習や国際条約のいずれかに表われる諸国家の共通の同意であるとされる。

ドイツの法律の教授ヨハン・ヤコブ・モーザー (Johann

Jakob Moser, 1701~1785) は、国際法に関する多くの著書を発表したが、その中でも次の三つについて触れておかねばならない。すなわち、(一)『平時における現在の慣習国際法の原理』(Grundsätze des jetzt üblichen Völkerrechts in Friedenszeiten) 一七五〇年刊、(二)『戦時における現在の慣習国際法の原理』(Grundsätze des jetzt üblichen Völkerrechts in Kriegszeiten) 一七五二年刊、(三)『平時、および、戦時における最新ヨーロッパ国際法試論』(Versuch des neuesten europäischen Völkerrechts in Friedens- and Kriegszeiten) 一七七七年~一七八〇年刊。モーザーの書物は、実定国際法にとって最も貴重な膨大な数の事実の宝庫であり、モーザーは自然主義学派とは決して論争せず、自然的国際法に対して全く無関心なのである。と言うのも、彼にとって国際法とは実定法のみであり、国際慣習と条約に基礎を置くものなのである。

ゲッティンゲン大学の法律の教授であったゲオルグ・フリードリヒ・フォン・マルテンス (Georg Friedrich von Martens, 1756~1821) も、国際法に関する多くの書物を出版した

が、その最も重要なものは、一七八九年に出版された『ヨーロッパ近代国際法概説』(Précis du droit des gens moderne de l'Europe)で、その英語版をウィリアム・コベット(William Cobbett)が一七九五年にフィラデルフィアで出版、更には、一八六四年になってからも、シャルル・ヴェルジエ(Charles Vergé)の注釈のついた新版がパリで刊行されている。また、マルテンスは、有名な条約蒐集に着手し、それは『マルテンス条約集』(Martens, Recueil des Traites)という表題のもとに行われ、今日まで続けられているのである⁽¹⁾。マルテンスの影響は大きくて、現在でさえも無視できない程であるが、彼は排他的な実証主義者ではなく、自然的国際法の存在そのものを否定してはおらず、実定国際法に欠陥があると思う場合に彼は、時々、自然的国際法を引き合いに出しているのである。しかし、彼の関心は実定国際法にあって、彼は、それを国際慣習と条約の上に歴史的に構築しているのである。

(1) ゲオルグ・フリードリヒ・フォン・マルテンスを、彼

の甥で、『国際法の有名事件』(Causes célèbres de droit

L・オッペンハイム著『国際法』[一九〇五年刊・初版]

des gens)と『外交入門』(Guide diplomatique)の著者であるシャルル・ド・マルテンスと混同してはならない。

五七 グロチウス学派　グロチウス学派は、自然主義

学派と実証主義学派の中間に位置している。彼らは、自然的国際法と任意的国際法についてのグロチウスの分類を維持しているが、しかし、グロチウスに対比すると、彼らは、実定的、ないし、任意的なものを、自然的なものにとっても同等に重要なものと見なしており、したがって、両方に同様の関心を払っている。グロチウスの影響が、あまりに大きかったために、一七世紀、一八世紀の大多数の国際法の著者たちが、グロチウス学派であったわけであるが、しかし、彼らの内の二人だけが、ヨーロッパで名声を得ただけであった——すなわち、ヴォルフとヴァッテルであった。

ドイツの哲学者で、ハレとマールブルクの両大学で数学と哲学の最初の教授となり、後に自然法と国際法の教授としてハレ大学に戻ったクリスチャン・ヴォルフ(Christian

(その二)

Wolff, 1679~1754)は、一七四九年、彼が七〇歳の時に『科学的方法によつて考察された万民法』(Ius gentium methodo scientifica pertractatum)を出版、次いで、一七五〇年には『自然法と万民論要論』(Institutiones juris naturae et gentium)を出版した。ヴォルフの国際法概念は、彼の最大諸民族国家(Civitas gentium maxima)の概念の影響を受けており、国家群が実在しているということが、ヴォルフによつて、諸国家の全体が、成分的な構成国家の上に、世界国家、いわゆる、civitas gentium maxima(最大諸民族国家)を形成するという教義へと歪曲されているのである。彼は、国際法を四つの違った種類に区分している——すなわち、自然的なもの、任意的なもの、慣習的なもの、そして、条約により明示的に設けられるもの、であるが、後の二種類は、変更可能であり、しかも、慣習と条約は、それを生み出した単一の国家の間でのみ効力をもつとされる。しかし、自然的、及び、任意的国際法は、共に永久不変であり、すべての国家に対して普遍的な拘束力をもつとする。慣習国際法を、**“任意的”(voluntary)**と呼んでいるグロチウスと比較する

と、ヴォルフは、まさに彼の見解によれば、civitas gentium maxima(最大諸民族国家)、すなわち、世界国家によつて構成国家に対して黙示的に課せられる**国際法上の規範**を、**“任意的”**と名付けているのである。

ヌーシャテル(スイス北西のヌーシャテル湖北東岸の都市)出身のスイス人で、サクソニー(東ドイツのドレスデン地方にあった選挙侯国)の公務に就いて、ベルン駐在の公使になったエメリヒ・ド・ヴァッテル(Emerich de Vattel, 1714~1767)は、大体において、独創的な作品を企画はしなかったが、しかし、国際法に関するヴォルフの教義をヨーロッパの宮廷と外交官達に紹介する労を引き受けたのである。彼は、一七五八年に著書『国際法、および、国家と君主の行動と問題に適用される自然法の原理』(Le droit des gens, on principes de la loi naturelle appliqués à la conduite et aux affaires des Nations et des Souverains)を出版したのだが、しかし、ヴァッテルが、その彼の著書の序文で、はつきりとヴォルフのcivitas gentium maxima(最大諸民族国家)の概念をはねつけていることを、特に指摘しておかねばならない。このヴァッテルの書物には夥しい数の刊行本が出

版されたが、一八六三年に至っても、プラディエール・フオデレ (Pradier-Fodère) が、それをパリで改訂している。また、チッティ (Chitty) による英訳版が一八三四年に刊行され、数版を重ねることになった。ヴァッテルの影響は非常に大きく、外交界では、彼の著書は、依然としてゆるぎない権威を享受しているのである。

五八 一九世紀、および、二〇世紀の論文 自然主義学派、実証主義学派、それにグロチウス学派という三つの学派について 或る程度、詳述することが必要であったが、それと言うのも、今もって三つの学派が現存しているからである。しかしながら、私は、特殊な論題についての著者目録を作る意思は無いので、以下の論文目録は、きわめて重要なものだけを包含している。

(一) イギリスの論文

ウィリアム・オーク・マニング (William Oke Manning) 『国際法注釈』 (*Commentaries on the Law of Nations* 一八三九年刊)、シェルドン・アモス (Sheldon Amos) による新訂版は一八七五年刊。

アーチャー・ポルソン (Archer Polson) 『国際法の原理』

L・オッペンハイム著『国際法』(一九〇五年刊・初版) (その二)

(*Principles of the Law of Nations* 一八四八年刊。一八五三年第二版)

リチャード・ワイルドマン (Richard Wildman) 『国際法原論』 (*Institutes of International Law* 一八五〇年刊)

ロバート・フィリモア卿 (Sir Robert Phillimore) 『国際法注解』 (*Commentaries upon International Law* 全四卷・一八五四年～一八六一年刊、第三版・一八七九年～一八八八年刊)

トラヴァーズ・トウイス卿 (Sir Travers Twiss) 『国際法などに寄せて』 (*The Law of Nations, etc.* 全二巻・一八六一年～一八六三年刊、第二版・一八七五年～一八八四年刊、フランス語版・一八八七年～一八八九年刊) シェルダン・アモス (Sheldon Amos) 『国際法講義』 (*Lectures on International Law* 一八七四年刊)

エドワード・シェファード・クリージィ卿 (Sir Edward Shepherd Creasy) 『国際法第一講』 (*First Platform of International Law* 一八七六年刊)

ウィリアム・エドワード・ホール (William Edward Hall) 『国際法論』 (*Treatise on International Law* 一八八〇年刊) 第五版・アトレイ (Atlay) 編、一九〇四年刊。ヘンリー・サムナー・メイン卿 (Sir Henry Sumner Maine) 『国際法』 (*International Law* 一八八三年刊) 第二版は一八九四年のフィエウェル記念講演 (*Wherwell Lectures*) の講義録であって、論文にはなっていない。

ジェームズ・ロリマー (James Lorimer) 『国際法原論』

(*The Institutes of International Law* 全二巻・一八八三年と一八八四年刊) ニヤス (Nyas) によるフランス語訳は一八八五年刊。

レオン・レヴィ (Leone Levi) 『国際法』 (*International Law* 一八八八年刊)

T. J. ローレンス (T. J. Lawrence) 『国際法原理』 (*The Principles of International Law* 一八九五年刊) 第三版・一九〇〇年刊)

トーマス・アルフレッド・ウォーカー (Thomas Alfred Walker) 『国際公法便覧』 (*A Manual of Public International Law* 一八九五年刊)

シャーストン・ベイカー卿 (Sir Sherston Baker) 『国際法入門』 (*First Steps in International Law* 一八九九年刊)

F. E. スミス (F. E. Smith) 『国際法』 (*International Law*) 一九〇〇年刊) イギリス法学院の入門書の一つ。

ジョン・ウエストレイク (John Westlake) 『国際法』第一巻 (平時編)・一九〇四年刊。

(二) 北アメリカ地域の論文

ジェームズ・ケント (James Kent) 『国際法注釈』 (*Commentary on International Law* 一八二六年刊) アブダイ (Abdy) によるイギリス版はケンブリッジ大学発

行で一八八八年刊。

ヘンリー・フィートン (Henry Wheaton) 『国際法原理』 (*Elements of International Law* 一八三六年刊) ダナ (Dana) による第八版・アメリカ版は一八六六年刊、ポイド (Boyd) によるイギリス版の第三版は一八八九年刊、アトレイ (Atlay) によるイギリス版の第四版は一九〇四年刊。

セオドール・D・ウールゼイ (Theodore D. Woolsey) 『国際法研究序説』 (*Introduction to the Study of International Law* 一八六〇年刊) 第五版・一八七九年刊) ヘンリー・W・ホールレンク (Henry W. Halleck) 『国際法』 (*International Law* 全二巻・一八六一年刊) シャーストン・ベイカー卿 (前掲) によるイギリス版の第三版は一八九三年刊。

フランシス・ファートン (Francis Wharton) 『アメリカ合衆国国際法総覧』 (*A Digest of the International Law of the United States* 全三巻・一八八六年刊) 政府刊行物)

ジョージ・B・デイヴィス (George B. Davis) 『国際法原理』 (*The Elements of International Law* 一八八七年刊) 改訂版・一八九九年刊)

ハンニス・テイラー (Hannis Taylor) 『国際公法論』 (*A Treatise on International Public Law* 一九〇一年刊)

㊦ フランスの論文

- ファンク・ブレンターノ (Funck-Brentano)、『アルベール・ソレル (Albert Sorel) 『国際法概説』 (*Precis du Droit des Gens* 一八七七年刊、第二版・一八九四年刊)』
P・プラディエール・ノヂェン (P. Pradier-Fodéré) 『国際公法論』 (*Traité de Droit International Public* 全七巻・一八八五年〜一八九七年刊)
アンリ・ボンフィス (Henry Bonfils) 『国際法入門』 (*Manuel de Droit International Public* 一八九四年刊)』
オーシエナ (Fauchille) による第四版は一九〇四年刊。
フラン・デスパグネ (Frantz Despagnet) 『国際法講義』 (*Cours de Droit International Public* 一八九四年刊、第二版・一八九九年刊)
ロベール・ピエドリエブル (Robert Piédélévère) 『国際公法概説』 (*Precis de Droit International Public* 全二巻・一八九四年〜一八九五年刊)

㊧ ドイツの論文

- テオドール・シュマルツ (Theodor Schmalz) 『ヨーロッパ国際法』 (*Europäisches Völkerrecht* 一八一六年刊)
ヨハン・ルートヴィヒ・クリューグラー (Johanna Ludwig Klüber) 『近代国際法』 (*Droit des Gens moderne* 一八一九年刊) ドイツ語版は『ヨーロッパ国際法』 (*Europäisches Völkerrecht* とする表題で一八二一年刊)』
L・オッペンハイム著『国際法』(一九〇五年刊・初版) (その二)

ルシュタット (Morstadt) による最後のドイツ語版は一八五一年刊、オット (Olt) による最後のフランス語版は一八七四年刊。

フリードリヒ・ザールフェルト (Friedrich Salfeld) 『実定国際法便覧』 (*Handbuch des positiven Völkerrechts* 一八三三年刊)

アウグスト・ヴィルホルム・ハフター (August Wilhelm Heffter) 『現代ヨーロッパ国際法』 (*Das europäische Völkerrecht der Gegenwart* 一八四四年刊) ゲンケン (Geffken) による第八版・一八八八年刊、ベルグマン (Bergson) によるフランス語訳は一八五一年刊、ゲフッケンによるフランス語訳は一八八三年刊。

ヘインリヒ・ヘルンホルト・オッペンハイム (Heinrich E. ernhard Oppenheim) 『国際法教義』 (*System des Völkerrecht* 一八四五年刊、第二版・一八六六年刊)

ヨハン・カスパー・ブルンチリ (Johann Caspar Bluntschli) 『法律書に掲載された文明諸国の近代国際法』 (*Das moderne Völkerrecht der civilisirten Staaten als Rechtsbuch dargestellt* 一八六八年刊、第三版・一八七八年刊) ラルディ (Lardy) によるフランス語訳は一八六九年刊、第五版・一八九五年刊。

アドルフ・ハーティマン (Adorf Hartmann) 『平時実用国際法階梯』 (*Institutionen des praktischen Völkerrechts in Friedenszeiten* 一八七四年刊、第二版・一八七

八年刊)

フランツ・フォン・ホルツェンドルフ (Franz von Holtzendorf) 『国際法入門』 (*Handbuch des Völkerrechts*) 全四巻、一八八五年〜一八八九年刊) ホルツェンドルフは編集者であり寄稿家であるが、他にも多くの寄稿者がいる。

アウグスト・フォン・ブルメリンク (August von Bulmerincq) 『国際法』 (*Das Völkerrecht* 一八八七年刊)

カール・ガレイヌ (Karl Gareis) 『国際法階梯』 (*Institutionen des Völkerrechts* 一八八八年刊、第二版・一九〇一年刊)

E・ウルルマン (E. Ullmann) 『国際法』 (*Völkerrecht* 一八九八年刊)

フランツ・フォン・リスト (Franz von Liszt) 『国際法』 (*Das Völkerrecht* 一八九八年刊、第三版・一九〇〇年刊)

(五) イタリアの論文

ルイジ・カサノーヴァ (Luigi Casanova) 『国際法講義』 (*Lezioni di diritto internazionale*) は著者の死後、カベルラ (Cabella) によって一八五三年に出版された。

第三版はブルーザ (Brusa) によって一八七六年刊。
パスカレ・フィオーレ (Pasquale Fiore) 『国際公法論』 (*Treatato di diritto internazionale publico* 一八六五年

刊、第二版・全三巻、一八七九年〜一八八四年刊) アン
トワヌ (Antoine) によるフランス語訳は一八八五年
刊。

ジュゼッペ・カルナッツァーアマリ (Giuseppe Carnazza-
Amani) 『平時国際法概論』 (*Trattato di diritto int-
ernazionale di pace* 全二巻・一八六七年〜一八七五年
刊)。モンタナリ・ペヴェスト (Montanari-Pevest) によ
るフランス語訳は一八八一年刊。

アントニオ・デル・ボン (Antonio del Bon) 『国際公法原
論』 (*Institutioni del diritto publico internazionale*
一八六八年刊)

ジュゼッペ・サンダーナ (Giuseppe Sandona) 『近代国際
法概論』 (*Trattato di diritto internazionale moder-
no* 全二巻・一八七〇年刊)

ジャン・バティスト・ペルティェルン (Gian Batista Periti-
lie) 『国際法原理』 (*Elementi di diritto internazio-
nale* 全二巻・一八七七年刊)

アウグスト・ピエラントニ (Augusto Pierantoni) 『国際
法概論』 (*Trattato di diritto internazionale* 第一巻
・一八八一年刊)。二巻以降は出版されなかった。

(六) スペインとスペイン系アメリカ大陸諸国の論文

アンドレス・ベルロ (Andrés Bello) 『国際法原理』 (*Prin-
cípios de derecho de gentes* 一八三二年刊) 最終版・

全二巻は、一八八三年にシルボマによつて編纂された。

ジョーゼ・マリア・デ・パントー (José Maria de Pando) 『国際法の基礎知識』 (*Elementos del derecho internacional*) は、著者の死後、一八四三年〜一八四四年に出版された。

アントニオ・リケルメ (Antonio Riquelme) 『国際公法の諸原理』 (*Elementos de derecho público internacional* etc. 全二巻・一八四九年刊)

カルロス・カルボ (Carlos Calvo) 『国際法』 (*Le Droit International* etc. 初版はスペインで、それ以後はフランスで一八六八年刊) 第五版は六巻になって一八九六年に出版。

アマンキオ・アルコルタ (Amancio Alcorta) 『国際公法講義』 (*Curso de derecho internacional público* 第一巻・一八八六年刊) レール (Lehr) によるフランス語訳は一八八七年刊。

マルキス・デ・オリヴァート (Marquis de Olivart) 『国際公法注釈概論』 (*Tratato y notas de derecho internacional público* 全二巻・一八八七年刊) 第四版・一九〇三年刊。

ルイス・ゲステソ・イ・アコスタ (Luis Gestoso y Acosta) 『国際公法概論』 (*Curso de derecho internacional público* 一八九四年刊)

ミケル・クルチャガ (Miquel Cruchaga) 『国際法綱要』
L・オッペンハイム著『国際法』(一九〇五年刊・初版) (その二)

(*Nociones de derecho internacional* 一八九九年刊、第二版・一九〇二年刊)

(七) その他の国の著者による論文

フレデリック・クリスチャン・ボルネマン (Frederick Kristian Bornemann) 『実定国際法講義』 (*Forelesninger over den positive Folkeret* 一八六六年刊)

フリードリヒ・フォン・マルテンス (Friedrich von Martens) 『国際法』 (*Völkerrecht* 全二巻・一八八三年刊) ベルグホーム (Berghohn) によるロシア語の原文のドイツ語訳、フランス語版・全三巻も同年に出版された。
ヤン・ヘレンス・フェルグソン (Jan Helenus Ferguson) 『国際法便覧』 (*Manual of International Law, etc.* 全二巻・一八八四年刊) 著者はオランダ人であるが、著書は英語で書かれている。

アルフォンス・リヴィエール (Alphonse Rivier) 『国際法教科書』 (*Lehrbuch des Völkerrechts* 一八九四年刊) 第二版は一八九九年刊、『国際法原理』 (*Principes du Droit des Gens* という表題の全二巻の大作は、一八九六年刊) この二冊の秀作の著者は、ブリュッセル大学で国際法を教えたスイス人であった。

H・マッテン (H. Matzen) 『実定国際法』 (*Forelesninger over den positive Folkeret* 一九〇〇年刊)

エルネス・ニョス (Ernest Nys) 『国際法』 (*Le droit international* 一八三

ernational 第一卷・一八九四年刊)、この周到な論文の著者は、国際法学の歴史の研究で広く名声を獲得したベルギーの法律学者である。

(1) このニュースの書物は、個々の問題についての専攻論文や体系的な論文を含む国際法の全重要著作の綿密な目録を入れていたので、本書の読者が、このニュースの学問的な著作を参照してくれば幸甚である。

五九 体系的論文によって代表される一九世紀の国際法学 フランス革命によって置き去りにされた国際法学

は、一九世紀に入ると、次の三つの要素によって漸進的な発展を遂げるようになった。すなわち、第一の要素は、ウィーン会議以後の大国の国際法の規則ルールに従おうとする全体的に誠実な努力である。第二の要素は、この世紀に生まれた多くの立法条約である。そして、最後の、しかも、決して重要性が少くない要素は、国際法理論の失墜であるが、それは、数百年後の一九世紀の第二半期に、やっと、その転落を免れたのである。

一九世紀の開幕時には、自然主義学派、実証主義学派、グロチウス学派の三学派が、まだ拮抗し合っていたが、し

かし、緩慢ながら次第に実証主義学派が支配的な地位を占めるようになり、結局、絶大な力を持ったわけではないが勝利者であると言えるまでになった。一八三六年までの最も重要な学者は、クリューバー(Krüber)で、彼は、マルテンスと同じ意味での実証主義者であると呼ぶことができる。と言うのは、彼もまた、実証性の欠陥を補填するために自然的国際法を援用しているからである。フィートン(Wheaton)が一八三六年に『国際法原理』を公刊するが、アメリカ人のものでありながら、直ちに全ヨーロッパの注目を浴びるに至っている。彼はグロチウス学派と呼ぶことができよう。同じことが、マニング(Manning)についても指摘することができる。彼は、一八三九年に論文を出版したが、ウィリアム・スコット卿(Sir William Scott 一八一―一九世紀のイギリスの裁判官、法学者。別称スルトウエ)の判決を土台にして海戦に関するイギリスの慣行を調査しているのは、彼が最初である。一八四四年に著書を出版したヘフター(Heffter)は、確かに実証主義者ではあるけれども、絶対的には自然法を否定してはいない。法律的な方法の適正な応用という点で、ヘフターの著作は、す

べての前任者のそれを凌いでおり、その後のすべての学者たちは、或る意味では、ヘフターの肩の上に乗っているのである。一八五四年、活舞台へイギリスが送る有力な著述家であるフィリモア (Philimore) においては、全体として、マルテンスやクリューバーと同種類の実証主義者であると呼ぶことができよう。フィリモアの書物が含む広範囲にわたる資料と、それが提示する正当な判断のため、来たるべき世代の人たちは、彼の本を繙くことになるだろうと思う。そして、同じことは、一八六一年に、第一巻を出版したトラバース・トゥイス卿 (Sir Travers Twiss) についても当てはまっている。同じ一八六一年に出版されたハレック (Hallack) の書物は、戦争に関して特に重要である。何故なら、その著者は、アメリカ合衆国軍隊の将官であり、この戦争の分野に彼の特別の関心を注いだからである。次に傑出する著述家はイタリア人のフィオレ (Fiore) で、彼は、一八六五年に彼の学説を刊行しており、グロチウス学派と呼ぶことができるが、最も有名なイタリアの著述家であることは確かであり、彼の著作の新版は、長期にわたって繙

かれて行く筈である。著名なドイツ系スイス人の著者ブルンチリ (Brunschli) は、一八六七年に著書を発表したが、著者の全世界的な名声にも拘わらず、その書物は注意して繙かねばならない。と言うのは、それは、**国際法上**、まだ、規範として承認されていないものまでも含んでいるからである。カルポー (Carpov) の著書は、まず最初、一八六八年に刊行されたが、それは非常に貴重な事実や学説を含んでいながら、その法的根拠は、あまり確実なものではない。

一九世紀の七〇年代から**国際法理論**の失墜の影響が、**国際法**の論文の中で目につくようになり、そこで本当に実証哲学的な論文が現われるようになる。それと言うのも、ズーチやバインケルスフーク、マルテンス、クリューバー、ヘフター、フィリモアと言うような人たちは、**自然的国際法**を承認していた以上、**本当の実証主義**ではなかったからである。もっとも、彼らは、**自然的国際法**を大いに利用したというわけではないが、**本当の実証主義**と言うからには、**自然的国際法**を全面的に忌避しなければならぬ。今

日、われわれは、自然法が存在しないということを知ってしまったている。いわゆる、自然哲学が、生の自然科学へ道を譲らねばならなかったのと全く同様に、自然法も法律学や実定法哲学へと道を譲らねばならなかったのであり、実定国際法のみが法学の一分野であり得る筈である。

私が知っている最初の本当の実定的論文は、ハートマン(Hartmann)の『平時実定国際法階梯』(Institutionen des praktischen Völkerrechts in Friedenszeiten)で、それは一八七四年に出版されたが、しかし、ドイツ以外では、ほとんど知られていないのである。一八八〇年にホール(Hall)の論文が公刊され、瞬く間に全世界の注目を浴びるに至ったが、それは、かつて書かれた書物の中でも最上の部類に属する一冊である。⁽¹⁾ロシア人のマルテンス(Martens)は、二巻になる書物をドイツ語訳とフランス語訳で一八八三年に出版し、著述家として直ちに権威者の先頭に立つに至ったが、彼は、確かに本物の実証主義者になることを目指してはいるが、それにも拘わらず、彼の著書の中には、時折、自然法の痕跡が見い出されるのである。特殊な部類の作品は、

ホルツェンドルフ(Holtzendorff)のそれで、第一巻は一八八五年に出版された。ホルツェンドルフ自身が、その著書の編集者であると同時に寄稿者であるが、しかし、他にも多くの寄稿者があり、その各々が、国際法上のさまざまな分野を余すところ無く論及しているのである。プラディエール・フォデーレ(Pradier-Fodère)の委細を尽した著書もまた一八八五年に出版され始めたが、それは長所を有しながらも、実証的と言うには程遠いものである。一八八六年に出版されたウォートン(Wharton)の三巻の書物は、論文ではなくて、アメリカ合衆国の国際慣行を内容にしている。一八九四年には三人のフランスの法律学者、ボンフィス(Bonfils)、デスパグネ(Despagnet)、ピエドリエブル(Piedelievre)が活舞台に踏み入るが、彼らの論文は広範囲に及んでいて貴重なものではあるが、必ずしも無条件に実証的と言えるようなものではない。他方、イギリス人の著者ローレンス(Lawrence)とウォーカー(Walker)の論文が一八九五年に出版され、更にはウエストレイクの第一巻が一九〇四年に出版されたが、彼らは正真正銘の実証主義者であり、

また、スイス系のベルギー人リヴィエール (Rivier)、『ドイツ人のウルマン (Ullmann)』、リスト (Liszt)、『ガレイス (Gareis)』、それにアメリカ人のハンニス・テイラー (Hannis Taylor) 等も実証主義者である。

(1) ロリマー (Lorimer) の第一巻は一八八三年に出版されたが、彼は全くの自然主義者である。

六〇 条約集

(一) 総集編

ライプニツ (Leibnitz) 『外交万民法典』 (*Codex Juris gentium diplomaticus*) (一六九三年刊) 『追録・外交万民法典』 (*Mantissa codicis juris gentium diplomatici* 一七〇〇年刊)

ベルナル (Bernard) 『条約集』 (*Recueil des traités, etc.* 全四巻・一七〇〇年刊)

デュモン (Dumont) 『外交世界大全』 (*Corps universel diplomatique, etc.* 全八巻・一七二六年〜一七三二年刊)
ルセ (Rousset) 『増補・デュモン外交世界大全』 (*Supplément au corps universel diplomatique de Dumont* 全五巻・一七三九年刊)

シュマウス (Schmaus) 『アカデミア万民法大全』 (*Corpus juris gentium academicum* 一七三〇年刊)

ル・オッペンハイム著 『国際法』 (一九〇五年刊・初版) (その二)

ヴェンク (Wenck) 『最新万民法大全』 (*Codex juris gentium recentissimi* 全三巻・一七八一年、一七八六年、一七九五年刊)

マルテンス (Martens) 『同盟条約集』 (*Recueil de Traités d'Alliance, etc.* 全八巻・一七九一年〜一八〇八年刊)
『新同盟条約集』 (*Nouveau Recueil de Traités d'Alliance, etc.* 全一六巻・一八一七年〜一八四二年刊) 『新増補・条約及び重要公式文書集』 (*Nouveaux Suppléments au Recueil de Traités et d'autres Actes remarquables etc.* 全三巻・一八三九年〜一八四二年刊)
新条約・協定・重要公式文書全集』 (*Nouveau Recueil Général de Traités, Conventions et autres Actes remarquables etc.* 全二〇巻・一八四三年〜一八七五年刊) 『新・条約及び国際法に関する公式文書全集』 (*Nouveau Recueil Général de Traités et autres Actes relatifs aux Rapports de droit international* 第二シリーズ、第一巻・一八七六年刊) 以後、今日まで継続。現在の編者はドイツのグライスヴァルト大学の教授 フェリクス・シュターク (Felix Stoerk)

ギラニー (Gillany) 『外交便覧』 (*Diplomatisches Handbuch* 全三巻・一八五五年〜一八六八年刊)

マルテンス (Martens)、『キャッシー (Cussy) 『手引き集』 (*Recueil manuel etc.* 全七巻・一八四六年〜一八五七年刊) ゲフッケン (Gelfcken) による続篇、全三巻・一八

八五年〜一八八八年刊)

『英国及び外国公文書』(British and Foreign State Papers 第一卷・一八一四年刊) 今日まで継続。

公文書 (Das Staatsarchiv) 『現代歴史公文書収集』(Sammlung der officiellen Actenstücke zur Geschichte der Gegenwart 第一卷・一八六一年刊) 今日まで継続。
外交公文書 (Archives diplomatiques) 『月刊・国際法』 外交事件選集』(Recueil mensuel de droit international, de diplomatie et d'histoire 第一・第二シリーズ・一八六一年〜一九〇〇年刊) 第三シリーズは一九〇一年から今日まで継続(年四卷)

(二) イギリスの条約のみの収集

ジェンキンソン (Jenkinson) 『全条約集』(Collection of all the Treaties, etc. 一六四八年〜一七八三年までのイギリスと諸外国の条約。全三卷・一七八五年刊)
チャルマーズ (Chalmers) 『イギリスと諸外国との海事条約集』(A Collection of Maritime Treaties of Great Britain and other Powers 全二卷・一七九〇年刊)
ハーツレット (Herlet) 『イギリスと諸外国との条約協定集』(Collection of Treaties and Conventions between Great Britain and other Powers 第一卷・一八二〇年刊) 今日まで継続。

条約集 (Treaty Series 第一卷・一八九二年刊)。以後、毎

年一冊。

六一 著書目録

- オンブレターダ (Ompreda) 『全国国際法文献』(Literatur des gesammten Völkerrechts 全二卷・一七八五年刊)
カムプツ (Kamps) 『一七八四年以後の国際法新文献目録』(Neue Literatur des Völkerrechts seit 1784 一八一七年刊)
クリューバー (Klüber) 『ヨーロッパ近代国際法』(付録) (Droit des gens moderne de l'Europe, Appendix. 一八一九年刊)
モール (Mohl) 『国家学の歴史と文献』(Geschichte und Literatur der Staatswissenschaften 第一卷・三三七〜四七五頁・一八五五年刊)
リヴィエール (Rivier) 『ホルンホルン』(Holzendorf) 編『国際法便覧』(Handbuch des Völkerrechts 第一卷・三九三〜五二三頁・一八八五年刊)
シュターク (Stoerk) 『一八八四年から一八九四年にかけての国際法文献目録』(Die Literatur des internationalen Rechts von 1884~1894 一八九六年刊)
オリヴァール (Olivart) 『国際法著書目録』(Catalogue d'une bibliothèque de droit international 一八九九年刊)
ニユス (Nys) 『国際法』(Le droit international 第一卷・

二二三〜三二八頁・一九〇四年刊)

六二 定期刊行物

『国際法比較法雑誌』(Revue de droit international et de législation comparée 一八六九年以来、ブリュッセルで年刊・一冊づ出版される)。現在の編集者はエドワード・ローン・ロリン(Edouard Rolin)

『国際公法総合雑誌』(Revue générale de droit international public 一八九四年以来、パリで年刊・一冊出版される。創始者で現在の編集者ポール・フォーシーユ(Paul Fauchille)

『国際公法・私法雑誌』(Zeitschrift für internationale privat und öffentliches Recht) 一八九一年以来、ライプツィヒで年刊・一冊発行される。現在の編集者テオドール・ニーマイヤー(Theodor Niemeyer)

『国際法学会年報』(Annuaire de l'Institut de Droit International 第一巻・一八七七年刊)学会の開催後、毎回一冊発行される。

国際法に関する評論や注釈が、『国際私法比較法雑誌』(Journal du droit international privé et de la Jurisprudence comparée) 『公法學術雑誌』(Archiv für öffentliches Recht) 『法律季刊誌』(Law Quarterly Review) 『法律評論誌』(Law Magazine and Review) 『比較法学会誌』(Journal of the Society of

Comparative Legislation) 『アメリカ法律評論』(American Law Review) 『ドイツ国家年鑑』(Annalen des deutschen Reiches) 『現代私法公法雑誌』(Zeitschrift für das privat-und öffentliche Recht der Gegenwart) 『公法及び政治学雑誌』(Revue de droit public et de la science politique) 『政治学年報』(Annales des sciences politiques) 『法律紀要』(Archivio giuridico) 等によって、たびたび窺われる

〔前号の訂正〕

(二二二頁)

第一章 国際法の基盤



緒論 国際法の基盤と発展

第一章 国際法の基盤

(二三四頁)

五 国際法の法域の法域



五 国際法の法域